

第四百四回 参議院運輸委員会 會議録第十号

昭和六十一年五月八日(木曜日) 午前十時三十二分開会

委員の異動

四月二十二日

内藤 功君

補欠選任

柳澤 鍊造君

小笠原貞子君

四月二十三日

内藤 功君

補欠選任

上野 雄文君

瀬谷 英行君

四月二十四日

内藤 功君

補欠選任

小笠原貞子君

小笠原貞子君

五月六日

内藤 功君

補欠選任

小笠原貞子君

橋本 敦君

五月七日

伊藤 郁男君

補欠選任

柳澤 鍊造君

柳澤 鍊造君

五月八日

柳澤 鍊造君

補欠選任

橋本 敦君

小笠原貞子君

五月八日

柳澤 鍊造君

補欠選任

橋本 敦君

栗林 卓司君

五月八日

瀬谷 英行君

補欠選任

村沢 牧君

村沢 牧君

出席者は左のとおり。

委員長

鶴岡 洋君

理事

江島 淳君

吉村 眞事君

安恒 良一君

矢原 秀男君

矢原 秀男君

委員

梶原 清君

倉田 寛之君

高平 公友君

内藤 健君

森田 重郎君

安田 隆明君

小柳 勇君

村沢 牧君

日隈今朝次郎君

小笠原貞子君

栗林 卓司君

小柳 勇君

三塚 博君

滝沢 浩君

永光 洋一君

棚橋 泰君

仲田豊一郎君

武石 章君

間野 忠君

藤野 慎吾君

岡田 專治君

多田 稔君

杉浦 喬也君

國務大臣

運輸大臣

三塚 博君

北海道開発庁計

画監理官

滝沢 浩君

運輸大臣官房長

永光 洋一君

運輸大臣官房国

有鉄道再建総括

審議官

棚橋 泰君

運輸省国際運輸

・観光局長

仲田豊一郎君

運輸省貨物流通

局長

武石 章君

運輸省海上技術

安全局長

間野 忠君

運輸省港湾局長

海上保安庁次長

藤野 慎吾君

事務局側

常任委員会専門

員

多田 稔君

説明員

日本国有鉄道総

裁

杉浦 喬也君

本日の會議に付した案件

○港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(小柳勇君外三名発議)

○日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のため昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

○港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○安恒良一君 私は、本日議題となりました法案について、次のような質問をしたいと思います。

まず、私の手元には既に「二十一世紀への港湾」というのと、それからここに立派なまたパンフレット、これ昨年の四月に運輸省の港湾局で二十一世紀を展望しておつくりになったものです。

副題が「成熟化社会に備えた新たな港湾整備政策」というレポートを運輸省の港湾局が出された。そして、「二十一世紀への港湾整備のシナリオ」といって、目標の第一は「総合的な港湾空間の創造」ということになっております。

ありますから、問題はこれのいわゆる「二十一世紀への港湾」という問題と、それから今回の港湾整備緊急措置法、これに基づく整備計画との関連、それから整合性について御説明を願えればと思っております。

○政府委員(藤野慎吾君) 私たち港湾局で昨年の夏、こらんだきましたような「二十一世紀への港湾」という、まさに二十一世紀へ向けての今後の港湾整備のあり方に関する基本的な考え方を取りまとめた。それはただいまお話しにもございましたように、国際化、都市化、情報化と言われております今後の社会の変化に対応するものとして我々考えております。

さて、今もお話しございましたような総合的な港湾空間の創造ということと、港湾相互のネットワーク化という二つの目標を推進していくために、いろいろ具体的事項はあるわけではございますが、例えば非常に具体的な事例で申し上げますが、恐縮でございますが、外資コンテナターミナルの整備というふうなことに言いますならば、三大港湾及びその他全国的な九地域に分散的に配置したいとか、あるいはまた内貿のユニットロードシステムに対応するための基地の整備として、例えば各県に一港ずつつくり出すとか、その他大規模臨港道路の整備、再開発の推進、マリナーの整備等々を進めていかなきゃならぬ、かように考えます。

さて、そういったものうち、本日も御審議いただくことになつております港湾整備緊急措置法の中で規定されます第七次港湾整備五カ年計画で、今後五カ年計画の内容を具体的に詰めていく中で、ただいま申し上げましたような「二十一世紀への港湾」で描きました考え方を具体的なものとして、そしてかつこの五カ年計画の期間内で実施すべきものを取り上げて今後の推進を図っていききたい、かように考えているものでございます。

その他幾つかございますが、要旨申し上げれば以上のようなことになるわけでございます。

○安恒良一君 いま少し詳しくちょうとお聞きをしたいんですが、今おっしゃいましたように「二十一世紀への港湾整備のシナリオ」の中で、大きい表題としては「総合的な港湾空間の創造」ということが書いてあります。その中身の問題で、私

大変注目しながら読んでいたのですが、物流空間について、それから産業空間について、それから「海洋空間は、二十一世紀における新たな国土のフロンティアとして、こういうことになっておられますね。それから、「港灣相互のネットワークキングの推進」の中には、いわゆる地域相互のネットワークキングの必要と、それから外貿定期船の寄港する港灣、それを「三大湾内諸港等、関連する港灣との連携を図りつつ、地方へ配置する。」というところ。それから第三番目に「新たなパラダイムの形成」こういうふうにかなりこれは詳しく書いてある。これは二十一世紀ですからこれから十五年かかるんですから、今度の計画は五十年ですから、この中の、今私が読み上げた中の何と何を、今度の第七次港灣整備計画では、今私が読み上げたもの、これ全部をおやりになるのか、この一部なのか、そのところを説明してみてください。

○政府委員(藤野慎吾君) まさに二十一世紀へ向けてやらなきゃならぬ、やりたいと考へた事項を若干抽象的な表現も含めて今回のこの「二十一世紀への港灣」の中に盛り込まさしていただいております。まさに先生御指摘のようにその全部をやつてのけるということは、わずか五十年ということもこれありたいしますので、その一部になるということとはそのとおりなのでございますが、それもまた幾つかの事例でお話しをさせていただきます。

例えば、先ほど先生のお話にも出ました外貿コンテナターミナルの地方への分散立地というふうな事例で申し上げますならば、先ほど三大港灣及びその他九地域ぐらいいとこういうことを申し上げましたけれども、その九地域のうち六地域ぐらいいしかできないというふうな感じを持ちますし、あるいはまた、先ほど内貿ユニットロードターミナルの整備につきましても、各県に一港ずつぐらいいとこういうことを基本理念としては考えましたけれども、今度の五十年計画ではせいぜいそれは半分いけるかどうか、こういう感じは持っています。

おるわけでございます。その他大規模な臨港道路再開発の推進、またマリナ等レクリエーション基地の整備等々につきましても同様でございます。一定の比率の、そのうちの一部分を今度の五十年計画でやらしていただきたい、やらしていただく、こういうことを考えております。

さて、先ほどちょっと触れましたけれども、御審議いただいております法律を通していただきまして後、その個別のところは今後全国の各港灣管理者と御相談等を重ねて内容の具体化を図っていきたい、かように考えております。

○安恒良一君 いま少し中身を詰めるために、一応六十一年度から六十五年度の第七次については四兆四千億ということで、港灣整備事業、それから災害関連事業、地方単独事業、港灣機能施設整備事業等、それから調整費、こうなっておりますが、そこで、去年の夏ですね、皆さん方が概算要求をされたときはやはりこれを下敷きにして、これは十五年計画ですから、これの中の当初大体五十年分というところの計算をされたように承っております。そうすると、その当時五兆数千億の五十年計画を大蔵と折衝した。今の財政難の折ですから、それが四兆四千億に圧縮されているわけですね。そうしますと、あなたたちがお考えになった、今申し上げた、柱はここら辺にあるわけですから、この柱のうちで五十年間でやりたかった柱が何本かあるはずですね。その柱のお金を全面的に圧縮したのか、それともこの柱だけはやはり四兆四千億になったから落ちた、実はやりたかっただけけれども、四兆四千億になったからこれはやめざるを得なかった、こういうのがあるならひとつその中身を、二十一世紀への港灣の中で盛り込んであったものの中で幾つかの柱を立てられた、それで積み上げて五兆数千億になったと思うんですが、それが四兆四千億に削減されていますが、もしも落ちたものがあるならば、こういう項目は第八次に移さざるを得なかったか、そういう説明をしてみたいと思っております。

○政府委員(藤野慎吾君) 当委員会に對しまして、前回でございましたが、運輸大臣が提案理由の説明のところ、今度の五十年計画において重点的に考へております事項を数項目柱立てをして御説明をさせていただいております。それは、実は今私たちが考へております五十年計画の柱そのものなのであります。実は今先生御質問のことです。申ししますならば、昨年夏の要求時点において柱立てをいたしました柱と、現時点で考へております柱立てとの間には基本的な相違はないというふうに私は考へております。ただ、先生今お話しのように、総投資規模が私たちの心づもりと変わつておる点がございまして、量的には若干の差動があるというところは避けられないと思つて、柱立てと申しますか、計画推進の理念としては変更がないというふうに御理解賜つて結構かと思つております。

なほ、その量的なところ、そしてまたその理念のところの具体化のところは、繰り返して申し上げますが、今後なお詰めさせていただきます、かようには思つております。

○安恒良一君 そうすると、金額は圧縮をされたが、この前、大臣が重点事項として数項目を挙げられた。これは時間がありませんから、一つ一つ読み上げませんが、そのことは落ちなかつた。ただ率直に言つて緊縮財政の折だから、金額が圧縮されたから、例えば一つの例で言うと、五つの港を直そうと思つたところが三つになった、こういうふうな受け取つていいわけですか。

○政府委員(藤野慎吾君) あらかたそういうことで御理解いただいております。

○安恒良一君 そこで、いま一つお話を聞かしておきたいんですが、「二十一世紀」との関連もございまして、今回の法案との関連もございまして、まず国土庁を中心とした四全総が今策定中でありまして、これとこの「二十一世紀への港灣」ということの関連、整合性ですね、というのは、なぜ私が聞きたいかという、どうも日本の官庁とというのはやや縦割り主義なんですね。それが省ご

との縦割りじゃなくて局ごとの縦割りになる弊害があるんです。運輸省の中でも港灣局と何々局とか。ですから、しかし、この「二十一世紀への港灣」というものを読みますと、これはなるほど皆さん方が立案されたのですが、とても港灣局一局でもやれるものでもありませんし、運輸省一省でやれるものでもありません。これは、関係省が出てくると思つて、そうすると、それはたまたま国土庁が中心となって今四全総を策定していただきます、そういうものとの関連、整合性、これはどういうふうになっていきますか。

○政府委員(藤野慎吾君) ちょっと経過をまず御報告させていただきますと存じますが、私たちが一昨年来、この「二十一世紀への港灣」の構想の策定に取り組みますときに、三つぐらいいのことを考へました。

第一点目は、先ほど先生のお話にも出ました、今後の我が国を取り巻く経済、社会の変化にどう対応するかという基本的な事項。

二点目は、本日御議論をいただいております五十年計画を昭和六十一年度からはどうしても発足させなきゃならぬ。そのため今から基本的な考へ方を整理しておかなくちゃならぬというふうなことを二点目。

三点目は、まさに今、先生のお話のございました政府全体として、国土庁がいわゆる第四次全国総合開発計画の策定作業に入りつつあるという状況下において、港灣局としていまいましようか、運輸省としてどういう主張をその計画の中に盛り込んで、自分たちの見解を前もってまとめておかなきゃならぬ。そういう大ざっぱに申し上げて三つの動機からこの「二十一世紀への港灣」の策定作業に取り組みを開始いたしました。

今お話しのように、確かに港灣局の中で第一次原案と申しますか、策定をいたしました。そして省内各分野のいろいろな御議論を経まして、そしていよいよ公表をいたします場合は、運輸省港灣局

という名前で公表をさせていただいております。

そういふことで、私たちはその案をもって現任国土庁に対して自分たちの考える今後の港湾整備の政策について、主張、議論を繰り返して、おのれの中でございませう。まあまあ原稿と申しますか、ドラフトと申しますか、段階で内々入って行く話では、国土庁筋にも私たちのこの港湾に対する物の考え方について、相当な御理解がいただけて、という内々の情報も得ておるところではございませう。先ほど先生お話しございましたように、そしてかつこのパンフレットの最後にも書いておりましたが、私たち港湾分野の者が最大限努力をしなければならぬ命題はあるもの、やはり省内はもちろぬ、他省庁、そして各分野分野の御協力や御支持やをいただけないとこの計画が本当のものにならないという側面が一方であることは事実でございます。そういって意味で、各界の御助力を得て今後の推進を図っていき、かように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○安恒良一君 大臣、私はこれやほり大臣にお願いをしておかきやならぬのは、今のつくれた経過を聞いたのですが、なかなか私もまだ完全な勉強はしておりませんが、大変な勉強をされてつくれたものだと思います。しかし、運輸省全体のコンセンサスになっていのかなという感じもしますし、運輸省はそれにいたしましたも、少なくともこれ、これだけのことをやるためには国全体の政策に關連しますから、例えば四全総なら四全総にも非常に關連しますから、これはやはり大臣として御努力を願わないと、どうしてはやはり大臣として、それから一省の中の縦割りになるとおこはれは混乱しますから、せつかくいいアイデアがいろいろ書かれておるわけですから、そここのところを大臣としては、この「二十一世紀への港湾」といふこの構想を今後国務大臣としてどのように展開をされていくお考えかお聞かせください。

○国務大臣(三塚博君) 「二十一世紀への港湾」、これは四全総の中にもこの基本的な方向は明示されるものと確信をいたしておりますし、そのように運輸省といたしましてこの四全総計画の策定の作業中をございませうが、局長を中心的確に進言を、提言をいたしておるところであり、その精神はほばそこら辺に盛りだくさんか、また担当大臣としても「二十一世紀への港湾」こそが海洋国家として我が国の進むべき重要な方向であり、私もその方向から、何としましてこの基本的な枠組みというものを国家計画として御承認をいただき、その上に立ち、この実現を期してまいらなければならぬと覚悟をいたしておるところでございます。

特に、今度の第七次港湾五カ年計画につきましては、御認定をいただきますならば、その方向を着実に実行してまいりますために予算の獲得等々につきまして全力を尽くしてまいります覚悟でございます。

○安恒良一君 わかりました。それじゃ次に、これも關連するんですが、私はいきの参議院の商工、運輸の連合委員会に出たんです。そうしますと、その中でこの民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案、これはどうもきょう商工で採決をして決められるようでありませうが、その中でこの法案と私から言わせると、ややダブっているところがあるのか、それとも相互機能を發揮することになるのか、というのは、例えばこの法案の五カ年計画の中で港湾機能施設整備事業等五千八百億という金額が予定をされていませう。そしてこの商工の方に出てみませうと、この計画自体はこれが決まったら個別は詰めるというふうな今局長おっしゃいましたが、こちの方は運輸省の出された資料で、プロジェクト名で例えば釧路港再開発計画、以下仙台国際貿易港とすうと具体的な地名、場所まで上がった資料が出ておるわけですから、こちの方は、我々がもたらしたこの法案の方は大卒な金額だけであって、片っ方の方は具体的な箇所、場所がございませうとこれあるわけ

ですが、この法案の關連はどうなっているんですか、ダブリがあるのかないのか、それとも相互的なあれをしていくのか。それから、ここにきの商工の中で私たちが行って議論したところの資料の中には、運輸省關係がやるプロジェクト名はもう全部出ているわけですね。場所まで出ていませう。ですから、ここのところの關係はどのように、相互關連はどうなっているんでしょう。

○政府委員(藤野慎君) ちょっと御説明が長くなるかもしれませんが、お許しをいただいております。まず、港湾整備五カ年計画と俗に申しておりますが、これはたまたま先生のお話もございませうが、これは合計四兆四千億ということで投資規模をお決めをいたしております。さて、それを構成いたします中身として、まず港湾整備事業二兆五千五百億ありますが、これは國費が何らかの形で関与いたしますが、補助金その他で入っていくものもございませう。さて、これがたまたま御審議をいただいております港湾整備緊急措置法に基づく五カ年計画でございます。

それから、そのほか公共事業といひませうが、國費が関与いたします港湾整備事業と關連をしながら災害關連事業とか、地方単独事業として四千八百億、それから港湾機能施設整備事業等として五千八百億、調整費七千九百億、合計四兆四千億、まあ通常この四兆四千億を五カ年計画と言っております。まあ五カ年計画というところが、同じ言い方を連う場面でおるところが、ちよつとややこしくなっている理由かと思ひますが、そういう關係に相なっております。

される、そして使用料その他をもって投資額を回収していくという仕組みをどうしてございませう。関係上、五カ年計画の投資規模としてはこの港湾機能施設整備事業等という中に位置づけをしたらどうか、してございませう、こういう考え方をしておるわけでございます。

さてその次に、先ほど先生お話しのような民生活關係資料としてお手元に持ちのような具体的なプロジェクトの構想を、多分お手元には二十三プロジェクトの一覧をお持ちなのではないかと思ひますが、現時点で比較的具体的な検討が進んでおるプロジェクトの一覧をここに提出してございませう。それは実は内容的には今後なお詰めを要する事項、そういう懸案事項を含めながらここに事項として書き出してございませう。お含みをいただきたいと思いますし、それからここに書いておられます二十三プロジェクトはいわゆる計画の実施期間を明示いたしております。むしろそれは考え方によりましては五カ年というよりもより長い十年とか、まあ十五年というのがあるか、あるいはちよつと存じませうが、そういうやや長期にわたるプロジェクトをこの中に包含をいたしておりますので、そういう長期にわたりますプロジェクトについてのうち五カ年で実施するものを今回の五カ年計画の形で遂行をしていくという、そういう関係になるということとして御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

それからいま一つ、ちよつと表現を変えて補足させていただきますと存じませうが、港湾整備緊急措置法に基づきます港湾整備事業五カ年計画、それからまたその他民生活法に基づきます民生活事業、それからその他のいろいろな幾つかの法律に基づきます幾つかの事業が合体されて、言ってみれば織物の横糸を構成をしておる、そしてそれを束ねる形で四兆四千億という五カ年計画があるというふうな御理解いただければありがたいと思ひます。

ちよつと言葉足らずのところもあつたりいたしませんか、また改めて補足させていただきます。

ます。

○安恒良一君 いや、どうもわかりかねるんですがね。局長の説明で聞くとうるも話がおかしくなるのは、私たちが今審議をしている港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律は、いわゆる今年度から五カ年計画という、昭和六十一年から六十五年の五カ年であって、その中の港灣整備事業の二兆五千五百億が議題になっているというんじゃないかと思うんですね。議題になっているのは、調整費まで含めた四兆四千億の問題がこれは一括法案として提案をさせていただいているんだと思うんですが、どうもあなたの説明を見るとそんなことになりそうすると、我々はこの議論するのは港灣整備事業の二兆五千五百億だけをすればいいのかわかりかねたの、こちら側は長期計画じゃないかとおっしゃいますけど、今我々が審議しているのはこれは五カ年計画で、きのう向こうで審議したのはいわゆる三年以内の事業の指定を受けることになっているんです、三年以内ですからね。ですからあなたのおっしゃる通りに十五年も二十年も先の議論をきのうした覚えはないんですよ。きのうやった民法法案はそんな議論をした覚えはないんですよ。ただ、私が資料としてもらっている中には、例えば運輸省の場合には、あなたがおっしゃったように、釧路港再開発計画を初めとして、ずうっと一番下の沖繩の泊埠頭再開発計画、那覇です、ね、ここまで港自体の整備を含めていろいろ——例えば名古屋港ポートタウンだったらいわゆる「施設整備、港灣管理・業務機能」それから「親水機能、物流機能等の整備をはかる」ということでずうっと中身までこれかなり書いてありますから、その関連を聞いておりました、そうするとこの五千八百億というのは、いわゆる民活というのは民間からの資本投下も含めてやるわけですから、この五千八百億という中身と民活との関係はどういうふうになるんでしょうかということをお聞きしているんです。

○政府委員(藤野慎吾君) 私、先ほど港灣整備緊急措置法に基づきます五カ年計画と、それから通称港灣整備五カ年計画と、というちよつと紛らわしい表現をしましたが、そのところを御説明させていただきたいと思いますが、港灣整備緊急措置法の第三条で「運輸大臣は、まあいろいろ省略いたしますが、「港灣整備事業」に「五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬ」と、こういふふうに書いてございまして、かつ第二条に「港灣整備事業」とは、「一、定義が法定されておりまして、それは一言で申し上げますならば、ただいま申し上げましたような国費が何らかの形で関与する事業のものを港灣整備事業」といふこと、こういふ定めを港灣整備緊急措置法がいたしておるわけでございます。したがって、法的に申し上げますならば、法律に基づく港灣整備五カ年計画は、国費が何らかの形で関与いたします港灣整備事業、つまり先般の閣議の御決定の数字で申し上げますならば二兆五千五百億のところを言っているということとして御理解を賜りたいと存じます。

それからその次に……

○安恒良一君 きょうの議題は何だと聞いているんだよ、きょうの議題は……

○政府委員(藤野慎吾君) その次に、当然そういって通称港灣整備五カ年計画を構成する中で、国費が関与いたしますこの港灣整備事業がその通称五カ年計画の中核をなしておるわけでございますから、その中核に関する御議論をいただくときに五カ年計画全体ないしは今後の港灣整備計画のあり方についての御議論、御審議があるのは、それは当然だと思っております。

○安恒良一君 大臣に聞きますが、今の局長の答弁でもまだ理解できません。何か局長の答弁聞いていると、港灣整備事業、二兆五千五百億だけを中心に審議してもらえばいいという言い方をしているんですが、そんなばかなことはないですよ。もうしたらあなたの提案説明から直してもらわねばいかぬ、法律の組み立てをし直してもらわねば

いかぬ。そんな、自分が一回言ったら、それで固執しておつたら審議進みませんよ。

私は、きょうの審議はいわゆる四兆四千億、港灣整備、それから災害関連、港灣機能施設整備事業、調整費等を含めて新港灣整備五カ年計画を大臣が議題として供されている。そういう意味で議論を展開したいと思ふし、質問も通告しておつたんですが、今の局長の強弁を聞いていますと、何かしらぬ、第一項だけを議論すればいいということだと話が変わります。どうですか。整理してください。

○政府委員(藤野慎吾君) 先生ただいま御指摘のようなお受けとめ方をされるような表現を私がしておつたと思ひますならば、それは確かに間違っておると思ひますので訂正させていただきますが、申し上げましたことは、港灣整備緊急措置法が対象にしている五カ年計画は……

○安恒良一君 そんなこと聞いているんじゃないんだよ。

○政府委員(藤野慎吾君) ここでいけば二兆五千五百億だということだけを申し上げたつもりでございます。当然港灣整備五カ年計画四兆四千億全体の御議論をいただくかきやならぬというふうにはもちろん思っております。

○安恒良一君 きょう議論をするのはあれでしょう、港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案ですね。その案の中身には、今私が申し上げたことと全般が入って議論するんでしょう、どうですか。なぜあなたは前のところだけ強調するんですか、わかりませんか。大臣、答えてみてください。わかりませんか。何でそういうことを言うんですか。私たちに提案しておきななら何でそんなことを言うんですか。

○國務大臣(三塚博君) どうも私も聞いていてわからぬのです。ですから、これからきちつと整理をいたしたいと思ふのでありますが、提案、御説明申し上げましたとおり、四兆四千億、これで進めさせていただきます。以下、内容はこんなことでありまして、こういうことで申し上げておるわけ

でございます。局長は、国費部分の形はこうである、しかし、それに関連する、それぞれ借入金等、特別会計等いろいろ出てきます分についてというやつ説明がこういきますならばきちつと相なるのかなと思つております。きちつと今整理させて、もう一度港灣局長からお聞きいただきたい、こう思ひます。

前段申し上げたとおり、全体で御討議をいたたくべく御提案を申し上げておるわけでありまして。

○政府委員(藤野慎吾君) 大臣が申し上げましたように、港灣整備五カ年計画総投資額四兆四千億というものを全体について、いろいろ御議論をいただく場であるというふうな理解をいたしております。

○安恒良一君 時間がもつたから余り混乱をしないようにひとつ答弁をしてください。それじゃそこはわかりました。

そこで、私は今のところ、今次提案をされたものの「二十一世紀への港灣」とのかかわり、四全総とのかかわり、民間事業者の能力の活用に関する特定整備法とのかかわりについて議論をいたしました。そうすると、今度は過去の、いわゆる昭和三十六年から四十年を第一次といたしまして第六次六十年度までに至る実施の状況について、少しこれは精査をした上で、今度の港灣整備五カ年計画に賛成なのか反対なのか、こういうことを私は議論を展開せざるを得ません。

そこで、計画の進捗率ですね、例えば投資総額分、それから港灣整備事業の分、その他の分等々のいわゆる進捗状況についてどうなっているのか、資料をいただいていますから細かく読み上げる必要はありませんから、説明をしてみたいです。

○政府委員(藤野慎吾君) 三十六年に第一次五カ年計画を充足させて以来、六十年まで六次にわたる五カ年計画を推進してまいりました。

進捗率はどうかということでございますが、まず港灣整備事業とその他ということに大きく分けて申し上げさせていただきます。なおこの計算

は、計画値と投資額という比率で申し上げます。なおそれは、いずれも貨幣価値は名目値であるというところをひとつ御理解いただきたいと存じます。

第一次計画では全体的に八四％、その内訳として港湾整備事業は七七％、第二次事業は進捗率で四四％、うち港湾整備事業は四九％等々で、最近の六次の五カ年計画は全体として六八％、うち港湾整備事業は七五％、その他事業五〇％、こういった投資の進捗状況でございます。

なお、一つお含みいただきなかなきやならないことは、五カ年計画はおよそ七割、八割ぐらいの進捗率にとどまっておりますが、第二次計画と第三次計画が四〇％台、五〇％台に達していかないというの、実はこのころは御案内のように、非常に高度な経済成長を我が国が遂げた時代で、それに対応する形で港湾整備も積極的に進めようということがございましたので、当初立てておりました五カ年計画を途中段階で打ち切つて、そうして新しい五カ年計画へ移行したということがございますので、その期間も縮まり、投資規模も小さくともまっています。それを、その時点で立てた五カ年計画の規模で割算をしたということがございますためにこういう低い進捗率になっているということ、若干補足をさせていただきます。

○安恒良一君 これも大臣、私は非常に重視をしているのは、港湾整備事業の進捗率、これ、こういうものを平均で見るとは余り正しくないんだらうと思えますから、年次別に見ると七八％、最近では八十何％もありませんが、今局長、前もつてもう弁明をされているんですけれども、第二次、第三次なんかほとんど半分ですね。それからその他事業ということでこれは一括でくつておられますが、例えば災害関連事業とか地方単独事業、それから港湾機能施設整備事業、これは一括くつられて、その事業の進捗状況を見ますと、例えばこれは第一次は今度は逆に一五・七％になっていまして、第二次から三二・一とか四九・七とか、第六次でもいわずゆる四九・九％、第六次というのは今度六

十年度に終わるんですが、そういうふう非常に、せつかく五カ年計画を立てられて、そしてこれは五カ年ごとに国会で港湾整備五カ年計画を法律改正をきちんとする、それから財政的には港湾整備特別会計法に基づいて裏打ちもきちんとされていくわけですね。にもかかわらずに進捗率が、今の局長の答弁聞いていると七割か八割行けばこんなものは成功だと言わねばかりの事を言いたそうなの口ぶりですけれども、しかしせつかく年次計画を立てられて、五カ年ごとに見直されておつて、もしある場合には三カ年で見直されておつて、こういう進捗状況でいいのかわりなつか。大臣は今度七次決めていただいたら一〇〇％、一生懸命やります、こうおっしゃっていますけれども、下の方の役人は大体これ七割か八割いけばいい方ですよと言わねばかりの事を言っているんです、ここらはどうなるんでしょうか、大臣。

○國務大臣(三塚博君) 局長は実態の数字を申し上げたと私も理解をしておるわけですが、やはり御承認をいただきました以上、これは国家計画として御承認をいただくことに相なるわけでございますから、一〇〇％を目指して全力投球をします。これは当然のことでありまして、これは主管大臣だけではなくて、担当局長はもちろん、各地方港湾局長、全力を挙げて自治体と連携をとりながらこの所期の目標値完成のために努力をしなければならぬと思っております。

六次までの進捗率が非常に七九％を最高に、四次、五次、六次で見ますと八〇前後に低迷いたしておりますことは、財政再建という一つの壁がございまして、公共事業の前年度比マイナスという編成方針等で余儀なくされたことは残念なことであると思えます。そういう中で、今七次計画を御策定いただきますならば、過去の苦い経験をまた参考にしながら、特に国会の先生方の、また各党の御理解と御支援をいただきながら、決めたものは決めたこととして進んでいかなければならぬと、このように思っております。○安恒良一君 これは大臣よりも局長に聞か

やならぬと思えますが、その他事業の進捗率が非常に低いんですね。これは理由はどこにあるんでしょうか。これはあなたは、二つを一括にくくられていますから、例えば五十六年から六十年、一番最近の新しいのを見ても、港湾施設機能整備事業が五二・六％、災害関連事業、地方単独事業が六八％、港湾整備事業は七四・九％になっていましてね。

一番わかりやすいところでちょっと聞いたのですが、そのように非常にその他事業の方が進捗率が悪い。これは国費の関係もあるんでしょうか、どこに理由があるのかということ、それと同時に、今後は港湾整備事業とこれは一体となってやらないか、いけないう努力をしようかとされているのか、お考えを聞かせてください。

○政府委員(藤野慎吾君) 各港々ごとにあるような事情がございまして、すべて共通しているかどうかというのはいささか気になるところではございますが、先ほども申し上げましたように、地方単独事業、文字どおりこれは地方の財源に依存しておる、国の補助金のない事業でございます。それから港湾機能施設整備事業は、港湾管理者がいれば借金をして、そして上屋とかタグボートとかをつくつて、その使用料をちょうだいをして投資額を回収をする、こういう仕組みのものでございまして。

ある意味では地方港湾管理者の財政非常に苦しいところがございます。これは長期にわたる港湾行政の一大課題だとして、私は認識を持っておりまして、そういった意味では、先ほどもちょっとお話しに出ましたが、いわゆる民活事業というふうな形で、民活法に基づいて資金なり活力なりをこらして、民間のそういった資金なり活力なりをこらした分野に導入することはできないか、ないしはそういった分野でいかなる協力を得ることができないかというふうな課題意識を持っておるところではございますが、少し時間をかけてじっくりと今後検討をしていきたい、かように考えております。

○安恒良一君 それから次は、これも資料いたしてまずから説明してもらえばいいんですが、第一次から第六次まで、港湾整備というのは、港が千四百あるし、特定重要港湾が十八ありますし、重要港湾が百十四あるということですから、これは港というのは全部整備しなかならぬことは事実ですが、なかなか千四百を一括にやるわけにはいかなかったらうと思えます。第一次から第六次までの五カ年計画の中においてはどの地域に対して、またどのような要請に対して重点的に整備をしてきたのかということ、それらを受けて今度の第七次五カ年計画における港湾整備事業の地域配分はどういうふうにするのか。また、重点をどこに置くのか、このことについて説明をしてください。

○政府委員(藤野慎吾君) 六次にわたる五カ年計画の柱という意味でお答えさせていただきます。存じますが、そのときそのときの政府全体としての経済計画やまた国土計画やというふうなもの、その一つの上位計画として計画を立ててまいり、推進をしてまいりました。余り要約し過ぎますとちょっと十分でない、意を尽くさないところがなくはないわけではあります。要約して申し上げますならば、第一次、二次あたりと申し上げますのは、やはり港湾整備の立ちおくれによって生じた外貨滞港におきましますいわゆる船積み現象、

その解消だとか、それから三十八年でしたか九年でしたかに制定されました新産法、工特法によりますところの地域整備といったふうなことが一つの重点事項でございました。

第三次あたりになりますと、三大湾を中心といたしますコンテナ輸送というものが非常に大きな課題として登場をいたしましたし、第四次の段階では全国的なレベルで発生いたしましたいわゆる環境問題への対応、特に大都市周辺におきます廃棄物対策というふうなことが課題になってまいりました。

第五次は、石油ショック、石油危機への対応に代表されるエネルギーその他資源の確保ということであり、第六次では定住圏構想の実現というふうなことに向かって港灣も一役果たすという観点から地方の港灣の整備に力点を置いて進めてまいりました。この過去六次におたる五カ年計画の考え方ないしは柱での整備でございます。

今後の第七次五カ年計画は、どういうふうにか考えるのかということでございますが、先ほども申し上げますように、今後各港灣管理者なり各省庁ともすり合わせを要する事項ではございますが、港灣が地域振興政策の一つの重要な手段であるというふうなことを考へておりますので、地方地域に大きなウェイトを置いた五カ年計画にしたい、しなやかならぬのではないかとこのように思っております。北海道とか、離島、奄美、沖縄各地域の投資配分についても、そういった新しい産業の導入でありますとか地場産業の振興でありますとか、また生活物資の安定供給等々というふうな観点から、地域振興の実が上がるような港灣整備を計画をして実行に移していきたい、かような考え方を現時点で持っております。

○安恒良一君 大臣にもお答え願いたいんですが、地域社会、地域経済の活性化ということが大臣の提案理由の中にあるわけです。それで、私、今資料をいただいています「港灣整備五カ年計画地域別実績表」を。これは大きく分けられまして、内地うち六大港、北海道、離島、奄美、沖縄とい

うことで「港灣整備五カ年計画地域別実績表」を金額的に資料を要求して出ておりますから、これは読み上げてもらう必要はありませんが、やはりこれを見ますと、今まではかなり、例えば六大港中心といいますが、そういうことにかんがりのウェイトが置かれたのではないだろうか。ですから私は第七次の場合は地域社会、地域経済の活性化ということになると、今も局長も少しそのニュアンスで答弁をされましたが、地方の活性化のためにやはり港灣整備というものをかなり行っていく必要があるのではないだろうか。三十六年から六十年までの投資実績をずっとこれを見てまいりますと、それから内地の場合でもどうしてもやはりこの六大港であるとかもしくは特定重要港灣であるとかそういうところにや投資が偏っておりますし、ないか。もちろん港灣整備するんですからそういうところに金が使われることは決して悪いことじゃないんですが、そういう点についてはこの第七次五カ年計画では地方の活性化のためにどういうような港灣整備を行おうとされているのか、局長なり大臣からお考え方を聞かしていただきたいと思っております。

○政府委員(藤野慎吾君) 先ほども若干申し上げたところでございます。先生御理解いただいておりますように、過去を振り返ってみますと六大港中心主義という言い方が当たるかどうかは別にして、これら分野への投資配分がだんだん低下しているということ、その振りがえとして地方地域においてのシェアが増大をしている、私たちの港灣整備に対する基本的な考え方をひとつこういいたところからお取りいただき御理解いただけるとありがたいというふうに思っております。まさに地方の活性化のために、これはもう幾つか各地域地域の特性を發揮する形でのプロジェクトの展開が必要だというふうには思いますが、先ほども若干触れましたことに加えて申し上げますならば、例えばマリナーに代表されるような海洋性レクリエーション基地の整備でありまして、あるいはまた農林水産業、観光産業とい

ったふうなもの振興でありますとかというふうなことの基盤として港灣を御活用いただいたらい、港灣を基盤としてそういうものを振興していただいたらい、かように思っております。そういうふうなことの港灣整備を先行的に進めていくことが必要なのではないか、かように考えます。

特に離島等におきましては、日常生活の生活物資の輸送ないしは場合によりましては通勤通学、医師の確保のための、足の確保のための港灣整備をしておかなきゃならぬ、こういう命題も抱えております。港灣を核とした新しいコミュニティが形成される方向へ向かって、私たちが今後の努力、検討もしたり、港灣整備もそういう観点から進めていきたい、かように考えるものでございます。

○國務大臣(三塚博君) 局長言われたことで風きようかと思っておりますが、基本的には今までの六大港中心ということではなく、特に地方の活性化という、地方の時代という国土計画の目標もあるわけでございます。均衡ある發展を図ってまいるという意味合いから申し上げて、離島振興さらに特別開發地域に指定されております北海道あるいは沖縄、奄美等重点施行ということになるであります。ようし、さらに日本海側でありますとか、東北でありますとか、九州、四国もそうであるわけでございますが、そういうところに重点施行した形で、さらにその地域が産業興しというふうな地方活性化というふうなことで出してまいりましたメニューを中心とした形の中で運輸省としてこれに積極的の指導、助言を与えていくという形の中で二十一世紀に向けてスタートを切ってまいるといふのがこれからの港灣政策のポイントでなければなりませんし、国土計画に沿ってまいるのであると、このように考えておるわけでございます。

○安恒良一君 ぜひこれから、法律が通った後具

体計画を立てられるそうだから、もちろん六大港や重要指定港で残っているものは進めていた大きなきなりませんが、やはりどうしても今大臣

が言われましたように、九州とか四国とか、こちらで言うと日本海側とか、これはやっぱりおくれいているところがあるわけですね。どうしても東京、大阪、神戸、横浜、名古屋と、ここを中心にしてがなりますから、そういう点は国土の全般的な開發を、特に私は人口が大会社だけに、特に首都圏、関西圏にどんと集中するというのは我が国の發展のためによくないと思うんです。

そういう意味から言いますと、この資料を見ますと、局長がおっしゃったように、第五次、六次ごろからかなり地域配分に重点をお考えくださっているようですが、まだまだ私は十分でない。特に私はこれでわからないのは、内地は一括で出ていますからこの表ではわかりませんが、どうかその点をしていただきたいということをお願いいたします。

そこで、そういうことの重点配分を考へるときに当たって、私はどうしてもわからないのは、調製費七千九百億となつてはいるわけですね。それから昔は予備費だったのが、第六次ですか、五十六年から六十年のころからこれが調整費になっていきますね。その前は恐らくこれは予備費ということをやっておったんですが、ところが五十六年から六十年年度の調整費二千三百億は全然これはお使にならないなかつたんじゃないかと。これ六十年です。私持っている資料では二千三百億は手つかずのままの資料になっているんですが、にもかかわらず、今度また調整費を七千九百億、それを合せて四兆四千億ということになっていきますから、この調整費というものはどういふものなんでしょう。それから、五十六年から六十年の間、二千三百億の調整費は全然これ私持っている資料ではゼロになっているんですが、いわゆる進捗率はゼロになっているんですが、これはどういふ関係でしょうか。

それと、予備費という項目はなくなっていますから、予備費的なものを含んでいると思うんですが、こころを特に今回七千九百億というかなり大きい金額になっていきますね。いわゆる港灣整備事

業費が二兆五千五百億、片方は七千億ですから約三分の一ぐらいの調整費というものがとってあります。これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(藤野慎吾君) 予備費と調整費の関係をまず御説明申し上げますが、予備費は、計画しないことのためにと、こういう感じで当時計画の枠をとらしていただきました。一番典型的な例は、沖繩返還の問題だったというふうに記憶いたしておきます。

さて、第六次の中から調整費ということでも文字どおり調整用に枠をとっていただきましたが、今先生お話がありましたように全体の投資規模が七四・五％ぐらいでとどまった五カ年計画でございますので、この調整費は確かに取り崩しておられません。実績がゼロでございます。さて、今度の五カ年計画四兆四千億におきましても、先ほど来る御説明申し上げ、また御議論もございまして、今後非常に流動的な経済社会の動向を背景として、やはりそういったものに適切にマッチしていかなきやならぬというふうなことも、それからまた財政事情というふうなものの変化もございましょう。いろいろひくくめるめてそういう諸情勢の激変に対して弾力的に対応する必要があるという観点から、今回も調整費を設けるといふことに相なっております。

なお、加えまして今度の五カ年計画におきましては、先般の閣議了解に際しては三年後にこの計画の見直しをしよう、こういうこともあわせて御確認をいたしておりますが、その趣旨もまさに今後の流動的激変の時代に対応するために計画も見直したらいい、こういう御判断が閣議であったものというふうに理解をいたしております。

○安恒良一君 正直にお話しにならうとどうですかね。というのね、激変する、激変するって、五カ年間でそんなことも考えられて、五カ年間でそんなにも港の状況が激変するなんていうのは考えられませんよ。ただまあ率直なこととして、財政事情があつて本当ならあなたたち

のお気持ちだったら四兆四千億を、例えば港灣整備事業費には二兆何ぼに積みたいんだが、予算の関係もこれあり、大蔵省との折衝もこれあったものだから、とにかく調整費というところで帳簿づら合わせて、三年後の見直しということじゃありませんか。財政事情を考えるとこういうことじゃありませんか。でない、どうも説明がちょっと苦しくてわかりかねるんですがね。お互い運輸委員会です。さっくばらんに話して、我々は激励するところは激励したいと思えますから、何かいかにも調整費が七千九百億あつて、三年後にはうまく使えるような、そんな話では、素人ならあそこです。かというところになりますけれども、我々この項目をこう検討して、前は二千三百億全然使わなくて、進捗率は七〇と、そう言いながら、今回は二兆五千五百億の約三分の一に近い七千九百億も調整費でとつておつて、三年後になつたら何かうまいくいような、そんな審議では僕はいかぬと思うんですが、そこはどうなんですか。さっくばらんなことを言つて、少し聞かしてみて下さい、この調整費の中身を。わからぬですね、これ今の

○国務大臣(三塚博君) これは当時、与党の整調副会長代理をしておりまして、ここに在る港灣局長から強い要請を受けて、大分奮闘努力をいたしたわけでございまして、御指摘のように公共事業マイナスイテリングという財政再建の大原則がございまして、五カ年計画は軒並みその財政再建の方向の中で御辛抱いただく、こういうことであつたことだけは事実であります。よつて、前五カ年計画の進捗率、実施額というものをベースにして考えていくと、こういうことに相なりますと、調整費除きの三兆六千億と、こういうことになるわけですね。

ところが、片や港灣局長、当時の運輸大臣中心に全力投球で先生方の御援助、地方団体の御援助もいただき、出てまいつておる額は、表にお示しのように五兆三千四百億という額でございしました。余りにもこの差があり過ぎては政治にな

りませんと、こういうことの中で、これは国民の世論の背景の中で推し進められた結果、七千九百億と決定すること、総額四兆四千億というところでこれを決定する、こういうことに相なり、今説明がありました。しかし、これは使われぬ、今では困るということもございします。計画は、三カ年で見直し条項ということでもございした。だき、財政、経済状況の変化も、生きた経済でありますから先々どうなるか、そういう要素もあつてありまして、また緊急に講じなければならい。計画として、積み上げではこれからやられるわけでございますけれども、それらの諸要素を含めて、このことは私どもの理解はいつでも使える金でありますよ、こういうことで理解をいたしておるわけでございまして、本来でありますと調整費除きの四兆四千億というのは極めて理想的な形でありまして、率直に申し上げますとそれとありである、こう思ひます。国家公務員たる港灣局長というところであります、政府の中で決定をいたしました議はそのとおり遵守をしていかなければならぬ、法令遵守義務がありますから、局長はそれ以上のごときは、言いたくない、局長はそれと申すんですが、今の答弁に相なるわけでございしますが、その点は所管大臣として、今後このただいまの御審議を受けまして、全力を尽くして、やはり前段決意を申し上げましたように進んでいかなければならぬことだというふうに受けとめております。

○安恒良一君 よくわかりました。それじゃ、きのうの本会議の中曾根総理の答弁もありましたように、東京サミットでも内需拡大というのが非常に言われて、中曾根総理は大胆に言われたわけですね。補正予算と、この本会議で。きょうの新聞、かなり大きい見出しになつて

そういう角度から言うと、大臣に頑張つていただいて、五兆三千数百億が四兆四千億に削られた

と。削られた中身でいつでも使えるけれども、七千九百億は調整費的な、予備費的なことになつていくということですから、私はやはりこれから日本というのは公共投資にうんと力を注いでいかなければならぬ。そのことが諸外国から言われる内需拡大、日本に対する貿易不均衡の批判もかわすことになりまして、ひとつ今大臣がおっしゃいましたように、少なくともこの五カ年計画の中では、最低限ここに書かれてある四兆四千億というものの投資がされて、整備がうんと進むという方向でぜひ御努力をお願いしたいし、私たちが野党であります、横から御支援することはやぶさかでありませんが、そのことを明確に申し上げておきます。

次の問題にまいります。そこで次は、今までの整備計画とちよつと違つてきた問題として、新しい言葉ですが、「高規格の臨港道路を整備」ということがこの「二十一世紀」の中にも書いてあります、今回の中にも書いてあります、これは日本語で見ると、この高規格というのは当て字かなと思つて、この高規格というの、これはこの整備事業の中でやれることと、それから臨港の道だろと思つて、港これは港だけ道をつくつたつてやれるわけじゃないんです。港だけの道じゃありません。港以外のところは建設省の所管になるんでしようが、ここらについて、この第七次五カ年計画の中でどの程度、何カ所ぐらい、どのようにならうとされているんですか、お考えを聞かせてください。

○政府委員(藤野慎吾君) 従来から港灣貨物の搬出入に必要な道路を臨港道路として私たち港灣整備事業の中でその整備を進めてまいつております。確かに高規格という言葉は新しく我々が名前をつけたものでございまして、昨今、背高コンテナに代表されますような輸送単位が非常に大きくなつてくるというふうなことから、また輸送の効率化という要請にこたえるために、同じ臨港道路をつくりまして、線形とか、カーブですね、そ

れから幅員とか耐荷、荷重だとか、そういうふうな面でも、より規格の高い、いい道路をつくらうという事で、今度の五カ年計画でも、そういう進め方をしていきたいというふうに思っております。

現時点では、私たち今度の五カ年計画では全国で十数港、十五、六港ぐらい、二十カ所ぐらいのそういう道路を築きたい、かようなことを今計画中でございます。

○安恒良一君 わかりました。これは今後検討される時に、国民が読んでわかる言葉にしたいなと思っております。ちょっとこの字だけ見て、高規格臨港道路なんというて、これは建設省もこれでうんと言うたのだから知りませんけれども、ちょっとこれ、国民が読んでも、説明を聞かないと何のことかわかりませんよ、これは。高い規格の臨港道路というんですが、それは中身はわかりましたから、そういうことであれしていただきたいという事を言っておきます。

それで、もう時間がだんだんなくなりましたから、あと二つぐらい聞きたいんですが、私は地域開発の拠点となるべき開港港整備をやってほしい、第七次五カ年計画でもやってもいい、こういうことを申し上げたんですが、国が関与してやるやつと、それから地方自治体の単独事業、それから港湾管理者がやる事業がございまして、例えば一つの例を挙げますと、開港港、そして地方自治体はそこへ工業用地をつくるわけですね。ところが、これは高度経済成長政策時代にはもう、まねしなれば損のように、四十七都道府県回ってもほとんどできていないんですよ、工業用地がかなり港に近いところに。ところが、今ごろ行ってみますと草ぼうぼうのところがあるわけですね、率直なこと言っておいて、地方自治体もそれを抱えて財政上非常に困っている、こういう状態があちこちにあるわけですから、あんなにまた流行でつくったことがよかったですから、今になったら考えるわけですが、ですからこれはやはり地方自治体の財政負担にうん

となつていますから、このことについてどういふふうにして、地方自治体も工夫しなきゃならぬことではあるが、この第七次五カ年計画の中で何か考えていかないと非常にいけないんじゃないかな。この二十一世紀のこれを見ますと、あれもやる、これもやるという見方から、そういう土地は使えるんじゃないかと、当面私たちが全国を回って感じますのは、臨港に工業用地をついた、つくったが、ほとんど使われていないという状況ですね。高度経済成長期から一時は石油ショックになって、そして今経済成長は長期安定、中程度の経済成長になっていきますから、四、五%。この問題とこの法案との関係はどう考えられますか。それから地方のそういう財政難の中における問題は、どう考えられますか。

○政府委員(藤野慎吾君) 大変適切な御指摘だと思いますが、また大変難しい問題提起であるというふうに思っております。私たちも常日ごろ、正直申し上げまして頭を痛めつつ、関係の皆さん方と協議もしたり、検討もしたりしております。この土地の造成と申しますのは、御案内のように一朝一夕にしてできないということがあって、前もって若干先行的に用意をしておく、そしてその土地を利用して新たな民間設備投資等々が行われることが、先ほど来港を核として地方地域の振興に寄与すると申し上げた、その一つのあらわれであるというふうに我々も思っております。過去における地域政策の考え方というものはそういうものとして遂行してきたというふうに思っております。

いろいろ経済情勢の変化等もございまして、それからまた一方では、昨今話題のような特定の地域では非常に地価の騰貴というふうなものもあつたりするといふようなことで、土地が簡単に場所の移動ができないという特性を持っておるものから、なかなか対策が難しいという点があるというものは正直なところだと思っております。さて、そういう中で、私たちそれがひとつ地

方公共団体の財政の圧迫要因とならないようにということでも幾つかの事項を検討したり、また実行に移したりしようと思っております。例えば、先ほど来申し上げておりますように、起債で原資を仰いでおりますので、その起債の償還期限、償還条件の改善とか、あるいはまたそういうふうなことを通じてでの財政条件の緩和と利用計画を当初立てて進んでおるわけでありまして、それを昨今の経済情勢等に関する諸情報をお互い適切に情報交換等いたしまして、そういう利用の仕方の転換を図っていくというふうなことを考えたとき、あるいはまた至ります道路に代表されるようないわゆるアクセスみたいなものを整備、強化していくことによつて、その土地を利用しやすいような条件整備をしていくというふうなことが、幾つか我々が考えたり、また実施に移したりしている事項でございます。我々としても最大限の努力を今後ともしてまいりたいと思っております。

○安恒良一君 これは大臣にもお願いしておきますが、やはり最大限の努力を、これも運輸省だけではなかなか片づかぬ問題ですけれども、現実に地方自治体あちこち困っておるところもありません。また私も思ったくないと思うんです。草ぼうぼうで、大体ほとんどがそれがいわゆる臨港といいますが、港の近くにつくつてある、海浜につくつてある。そこで最後になりますが、私の持ち時間五十三分までですから、最後に一括してお聞きしたいんですが、やはりこういうふうなダイナミックに港整備を進めてこられる。ところが例えば造船もこの前のときに議論しましたし、それからいわゆる港湾関係等々、時代の変化とともに労働問題といふのは大変な問題になる。というのは、どうして近代化が進む、機械化、オートメーション化が進む、こういうふうな新しい構想になってくると、余剰人員が出てきます。そこで、余剰人員対策というものは非常に重要だと思っておりますから、やはり

例えは港の中で発生した余剰人員は、できるだけ港整備緊急措置法並びに民法法案等の関連の中で、その中で吸収をしていくような措置をとっていただかなきゃならぬと思っております。そういうことで、港問題全般を審議するためには地方港湾審議会というのがございまして、大体四十ぐらいあるんですが、そこには労働者の代表が大体九〇%ぐらい、ほとんど入っております。これは私は労働者の代表を入れなきゃならぬと思う。それから、中央に中央港湾審議会というのがあるんですね。ところが、これには労働者の代表が入ってないんです。私はこれだけ港問題、非常に重要な場合には、当然私は労働者の代表も中央港湾審議会の中に入れてもらってほしいと思っております。こういう点について考え方を聞かしてください。

○政府委員(藤野慎吾君) 今後の港のあり方をいろいろ議論していくに際して、やはり広く地域社会、学識経験者、港湾関係者、行政機関等、多くの人の意見を聞きながらやっていかなくちゃならぬというふうに考えまして、各港、地方ごとに地方港湾審議会の制度を法律改正をして設けることにし、そしてその中の委員として先ほど来申し上げておられますような方々、いろんな代表の方々の参加を求めるといふふうなことで、そして、今お話にありましたような労働者団体の代表も参加していただくというふうなことを指導しております。結果的に九〇%ぐらいの審議会で港湾労働者代表の方々が参加されておるといふ状態に至っております。地方におきましては地方のローカルな諸議論をしていただくという場面で非常に有効だといふふうに私考えております。

さて、中央の審議会におきましては、港湾審議会では、学識経験者ないしは港湾、航路に関する広い専門的知識を有する方々で構成されておるわけでございます。以前には労働者代表を入れるということについての御議論がございまして、私たちが参加が必要であったり、また適任の方がおられる場合には委員になっていただくことについては

やぶさかではないという気持ちは持つてはおりませんが、現時点では審議会で港灣の開発計画とか航路の開発保全計画とか、また個別の港灣計画とかいったふうなことを議論してきておるといふうな議題の内容というふうなことに照らしたときに、特に港灣労働問題を余り議論してないというふうなこともあつたりして、現時点では委員として御参加いただいておりますという実情にございませうことを御理解賜りたいと存じます。

○安恒良一君 私、中央港灣審議会に労働者代表を入れるというのは、何も労働問題だけでやっつぱり局長の答弁は、ちょっと役人だから気にかかるとは、ローカルの審議会には労働組合代表は有効だけれども、中央は学識経験者だから有効でないようなことを言われるけれども、中央の審議会に労働組合の代表、学識経験者が入っているのは幾らでもありますよ。私は例えば税制調査会に六年おりました。私は、税制調査会に学識経験者です、あれは、かなり高度な学識経験者だと思ひますが、今のお話の意味で、私は六年おつたんです、今のお話を聞くと、どうもちょっといざなひかたねるんだな。だから、私はやっぱり大臣、このところはやはりこれだけ港灣問題が重要であるならば、それは中央港灣審議会、学識経験者で結構ですよ。学識経験者で、多数の中に一人ぐらゐ労働組合の代表が入つて、私は、議論することについてやっぱり大臣としては積極的に踏み切り願わないと、港灣局長以下役人に相談していただくと、これはいつまでも今のような話になるわけですね。その点、大臣どうでしょうか。ひとつ明快な御答弁を。

○国務大臣(三塚博君) 港灣局長はただいままでの審議会の運営の仕方、構成、こういうことで基本的な取り組み方を申されたと思ひます。今まではそれでいいのかなと私も考えてきたわけですが、おきませんが、ただいま来、ずつと御審議をいただいておりますように、「二十一世紀への港灣」と、「成熟化社会に備えた新たな港灣整備政策」というこ

とで、まさに新時代に突入する港灣計画に入ると。特にたまたま触れられたように、余剰人員、企業の合理化、国際競争の中でやはり勝ち抜いていかなければならぬという厳しさの中で、港灣関連業務、さらにこれに携わるそれぞれの諸団体というものも相当そういう中で厳しい取り組みが行われていきますことは容易に予想できるとだ、そういう観点で恐らく余剰人員はそういう中で全部取り込んでいくべきではないのかと、こういう御指摘であると思ひますし、さらに民

活を取り入れたあの昨日の審議等もやはりそういうものを含めたいろいろな展望に立っておるといふふうには私は受けとめて実はおるわけですね。そういう点からその中で吸収していかなければならぬと、大きな意味では、やはりその港灣というものは、まさに二十一世紀の港灣というものは、従前の物流中心の港灣から新しい展望に立った生活港灣という、あるいはそれらすべてを取り込んだ形のものに発展していかざるを得ないだろうという観点からいいますと、新たな参加ということでは、国民代表という形でもいいたると思ひます。それが港灣局長の方が労働者代表というふうな考えが去来しているんだらうと思ひますから、学識経験、国民代表ということも積極的にひとつこれ前向きで検討を進めてまいりたいと、ぜひそんなことでもいつまでも検討を進めて検討ばかりして結構だと、こういうことであつちやいかぬわけですから、新しい五カ年計画を進めさせていただきますことにつきまして、ストレートで直ちにそのメンバーとしていければそれがいいし、ストレートでない何か専門委員なりそういう形でも思ひますので、鋭意そのことを詰めてまいりたいと、こう思つております。

○安恒良一君 もう歯切れのいい大臣にしちやかなり慎重な言い方ですから、やはり役人から大分注射を刺されているんじゃないかと思ひますが、私はぜひともやはり学識経験者、国民代表で結構

ですから、今参加の時代ですからね、やはり積極的にしよかこれはまあ任期とか改選期とかあると思ひますから、何もこの法案が通つたらあしたと言つておるわけじゃありませんから、前向きにひとつ取り組んでください。歯切れよくひとつやっつてください。私、それで終わります。

○国務大臣(三塚博君) しかと承りました。そういうことで取り進めてまいります。

○矢原秀男君 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案について若干の質疑を行います。

提案理由にも、一つは、港灣は、交通、産業、住民生活等を支える重要な基盤である。

二番目には、整備推進が国民経済の健全な発展にとつて、必要不可欠であると、こういうふうな述べていらつしやるわけにございませうが、まあ私もそのとおりだと思つております。

今回「二十一世紀への港灣」という形で重点事項七点を拜見させていただいておりますが、一つは複合一貫輸送の進展等高度化する物流に対応した港灣の整備。

二番目には、臨海部の活性化を目指した港灣の再開発及び人工島の整備。

三番は、地域の産業の振興の基盤となる港灣の整備。

四番、エネルギー等資源の安定的な供給を図るための港灣の整備。

五番は、船舶航行の安全性の向上等を目指した港灣及び航路の整備。

六番は、潤いのある港灣及び海洋環境の整備。

七番は、港灣整備の円滑な推進のための技術力の整備等を図ると。

非常にもしっかりとした重点事項だと思ひます。それで、最初に運輸大臣に、予算の数字の面の総括的なことだけを先ほどの質疑で非常に数字的に細かくやりとりされておられますので、一点だけ数字的な予算の面で確かめておきたいんですが、打ち出しているらつしやる非常に幅の広い期待性のあるこの政策に対して、港灣整備五カ年計画の推移が、第一次が七七・四、次が四八・八、四

八・五、八三・一、八三・五、第六次が七四・九という達成率でございませう。四兆四千億円、こういう予算の中から一点だけ大臣にお願いしたいんですが、達成率やはり七四・九ぐらゐの前回の第六次ぐらゐであると、私はこれだけのすばらしい重点政策を掲げていらつしやるのに非常に寂しい思ひがするわけにございませうが、大臣として、この達成率を、第七次港灣整備五カ年計画は、やはり一〇〇%ということにはこれはちょっと無理だと思ひますけれども、それらの達成の決意、そういうことをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 本件につきましては、計画でございませうから、計画であると言われるわけでありませうけれども、しかし、法律に基づきこれだけ熱心な御審議をいただいておりますので、国会の御決定をいただく、こういうことに相なるわけにございませうから、この計画達成につきましては、運輸省として全力を尽くしてこれは取り組んでまいることが義務であらうと思ひます。

同時に、先ほど御論議ありましたとおり、調整費の問題などもございませう。調整費除きの事業費は完全消化というのがこれは最小限の目標であらうと思ひます。同時に、三カ年見直しでございませうから、この調整費につきましても、これだけの立派な港灣整備計画を御審議をいただいておりますので、これをいざなひかたねるということでは、自後の補正といひますか、調整と、こういうことの中で機動的な財政運用を政府一体として取り組まさせていただきます、運輸省とすればそれを目標に取り組んでまいりまして、少なくとも従前の達成率を上回る達成率で次の五カ年計画にスムーズにこれがわたつてまいりませうように努めてまいらなければならぬと深く決意をいたしておるところでございませう。

○矢原秀男君 よろしくお願ひをしたいと思います。新港灣整備五カ年計画に関する具体的な質問に入ります。

質問の一は、国際複合一貫輸送への取り組み、そして質問の二は、国際複合一貫輸送の課題についてでございます。

まず、最初の質問の一については、新港整備五カ年計画の策定中の七項目の最初に、複合一貫輸送の進展等高度化する物流に対応した港湾の整備を図る。また運輸白書を見ましても、この件につきましては、五十九年度は半ページの記事でございまして、六十年年度版では実に三ページにわたって、やる気満々になつてゐるわけでございます。新しい時代の物流、国際複合一貫輸送に対してどういう取り組み、対応をされていかれるのか、これがまず一点。

先ほど申し上げました二点目につきましては、我が国においても、昨年、日本フレート・フォワード協会という業界団体が認可され、活動を始めております。百社を超える企業が参加をしております。陸運、海運、港湾、商社等々さまざまな業種が参入を目的しているような状況にありますが、一つは運輸省として今後どのような観点から国際複合一貫輸送業者の育成のための施策をとっていくのか、そして我が国の現行の統制り業種別法規制は国際複合一貫輸送の展開に際しては種々の障壁となつてゐることが懸念されますけれども、諸外国の制度との統一、調整をどのように取り組んでいくのか、まず一点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(仲田豊二郎君) 国際複合一貫輸送への取り組みいかんという御質問でございますが、御承知のように、国際的輸送は、ただ海運とか陸上とかそういうものがばらばらで行われてゐるという時代を過ぎまして、現在そういうものが一貫して複合的に行われ、また一つの責任のもとにこれが行われてゐるという状態が多くなつてまいつております。

いますし、また欧州との間で申しますと、例のソ連を通つてまいりますシベリア・ランド・ブリッジというのが非常に大幅に使われておまして、欧州との間の輸送のおよそ二〇%近くがこういう形態で運ばれてゐるというふうな状態でございます。こういうふうな現実を踏まえて行政としてどう取り組んでいくか、どういふふうに対応していくかという非常に大きな問題かつ難しい問題でございますが、こういうふうな現状を踏まえていくと我が国経済の展開、高度化し、かつ多様化していくというふうなニーズに対応するといふために、我が国の中の業界といたしましては、倉庫業、港運業、海運業、こういうものが各

個別的な業種の枠を越えまして現在物流企業として発展し、かつこれが活性化をもたらしてゐるという状態でございます。したがいまして、こういうふうな各業界のひとつのイニシアチブによる今後の発展というものを行政面からバックアップしていく、これの健全な発展を図っていく、こういうふうな視点がますます重要になつてくるものと思つております。運輸省といたしましては、こういうふうな国際複合一貫輸送の実態を十分に把握するといふ、それからこれを踏まえて、国際複合一貫輸送体制の整備、基本的にはこれは民間の創意工夫によるということを中心といたしまして、輸送体制の整備に積極的に行政としても取り組んでいくというふうな考えをしております。

それから二番目に、フレートフォワードを中心としたしますNVOCCという形の国際複合一貫輸送業者の育成策いかんという御質問でございますが、この点につきましては、国際複合一貫輸送業者といふものをどういふふうにとらえていくかという基本問題、

先ほど申し上げましたような倉庫業、港運業、海運業というものは、それぞれの業種を主体としながらこういう国際複合一貫輸送に手を伸ばしていくという現実を踏まえながら、かつこういうふうな実質的な輸送手段を持たない業者、これらをNVOCCと言つております。日本語で申しますと貨物取扱業者というふうな御理解いただければよろしいわけですが、こういう事業者もまたこういう国際複合一貫輸送に手を伸ばし始め、またこれを将来の自分の事業の中心に据えようという動きがございまして、御指摘のよう日本インターナショナルフレートフォワード協会というのが昨年の九月に設立されております。

それから、外国の制度との関係、これは各国がきちんとした複合一貫輸送に対する法規制というものを進めておられますが、現実にははつきりした法規制を持っておられますのは、私も承知している範囲ではアメリカの海運法のみであるといふふうに思つております。どうしてこういうことかといふことは、想像しますに、この輸送自体が利用するものがいわゆるプロである荷主でございまして、これとプロとプロとの関係において、やはり両方の利害関係が自動的に調整されていくということが我々の基本として自由主義経済の基本でもございまして、こういうふうな一つの流れに任せていって、とりあえずは何とか差支えないかと思ひます。しかしながら、各国の行政、法制との調整というものは、我が国のごような業態の発展のためにもぜひ必要なこととございまして、各国の各種輸送モードに関する規制、そういうものを十分踏まえながら、各国の関連制度の内容等に差がありますとこれを調整してもらわなくてはなりません、現実にはそういう制度運用面の調整を我が国としても現実の問題となつた場合には、これに対して政府としてこの調整に乗り出すというふうなことも必要であらうと思ひま

すし、今後ともそういうふうな方向で諸外国との間で努力をしていきたいと思つております。

○矢原秀男君 確かに国際複合一貫輸送の展開に当たつての大きな課題としては、各国の関連制度を十分踏まえて活動されなくちゃいけないと思ひます。国家間で制度の運用、いろいろの調整、そういうふうなことが政府レベルでの対応の中で重要な課題になるかと思ひますけれども、その点もよろしくお願ひを申し上げます。

次に、質問の第三でございますけれども、外貨コンテナ埠頭の整備についてでございます。この問題につきましては、輸送合理化の旗頭としては、海上のコンテナ輸送が登揚して二十年がたつわけでございます。こういうふうな中で定期雑貨貨物の約八〇%はコンテナ貨物になっておりますが、さらに合理化の面からコンテナ船の船型も年々大型化をたどつております。我々のおりますところの神戸港一つをとりますとも、極東の地域の大形コンテナ埠頭、韓国、台湾、シンガポール、こういうことで貨物が流れていく中で、この懸念もあるわけでございます。そういう中で、この新五カ年計画では、こういう対外的な情勢というものを踏まえながら、競争力のある新鋭コンテナ埠頭の整備というものが望まれるわけでございますけれども、そういう点について具体的に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(藤野慎吾君) ただいま先生のお話の中で、韓国、台湾等々という固有な名詞も出ましまして、極東地域におきます諸国のコンテナベースの整備の進行状況を、特に大型化ということについてのお話でございます。私たちが実はそういうデータを手にいたしました。世界におきましてコンテナ船の大型化傾向に対して、これに適切に我が国も対応していかなきゃならぬという課題意識を現在強く強く持つておるところでございます。

我が国では、たしか去年の二月に神戸で十三メートルコンテナ埠頭が、これは大体四万トンぐらゐを対象にするコンテナ埠頭であります。二メートルできたというのが、その十三メートルという

例をアメリカにとりますと、アメリカと日本を結ぶルート、日本からアメリカに行く貨物というものはおおよそ三〇%程度はこういう複合一貫輸送という輸送形態で行われているという現実がござい

日本で一番大きい埠頭が、去年できた、こういうこととございます。そういう意味で、今後こういった世界の趨勢に立ちおくれぬような整備をしていかなきゃならぬというふうに思っております。

さらに今もお話しがございましたが、そういった大型コンテナ船を駆使して、外資コンテナ貨物の増大が今後とも進んでいくことも、これまで明らかに見通しがございまして、そういった意味で今後三大湾、さらに加えて全国主要港湾においての大型のコンテナ埠頭の整備を今後五カ年計画の中でも推進していきたい、かように考えております。

○矢原秀男君 確かに貨物輸送面の合理化ということになりますと、世界におけるコンテナパスの水深の問題、近隣諸国のコンテナパスの水深の問題等々、非常にこれは航路別の喫水の分布を見ておりましたも、我が国としても公共コンテナ埠頭の整備というものは非常に重要な課題になるわけとございます。今お話しもございまして、非常に取り組む決意もされていらつしやいますので、一応安心をしていくわけとございます。

次に、内航雑貨輸送の増大に対する施策でございますけれども、構造的に不況業種と言われている内航の海運に関して、近年の商工業製品の軽薄短小化の傾向に伴って雑貨輸送というものが非常に伸びております。ユニットロード貨物と呼ばれるものが順調な伸びを示しているようでございますが、内航海運の振興という観点から、今後ともこれらの雑貨輸送が伸びるような施策、これが望まれるわけとありますが、伸長の著しいコンテナ貨物に対しては、やはりそれに見合った港湾の整備というものが不可欠、これは当然でござい

ます。そこで、運輸省として今後内航の雑貨輸送が進展するような貨物の促進施策、これはどうされるのか。二番目には内航コンテナ増大に対応する港湾の整備、これらについて具体的に伺いたいと思

○政府委員(武石章君) お答え申し上げます。

先生今御指摘のとおり状況が進展しております。内航海運は昭和五十九年度でトンキロペー

スで言いますと四八%という、我が国の貨物輸送量の四八%を占めるといふ非常に基幹的な輸送手段であるわけとございます。

近年産業構造の変化、特に今先生御指摘のように軽薄短小という言葉に象徴されますように、経済のソフト化あるいはサービス化というものが非常に進展しております。そういうものを背景として、内航海運は最近において非常に輸送量が低迷して

おるわけとございます。それは内航の主要な輸送というものが、鉄鋼とかセメントといふような、いわゆる素材産業の物資が多いということが原因でございまして、五十四年度が約五億一千五百万トン運んでおりましたのが六、七と非常に減りまして、その後わずかに微増という状況が続いておりますが、五十九年度は依然として四億五千万トン程度というように著しく低迷しておるわけとございます。

そういう中で、コンテナ船等によりましていわゆる雑貨輸送が増加しておりますことは非常に注目されることとございます。これは全体の統計は非常に難しいんですが、大手の九社のコンテナの輸送量を最近の数字で見ますと、年率一〇%を超えること二年間の増加という状況でござい

ます。これは二十フィート換算のコンテナベースでございまして、そういう状況でございまして、運んでいる航路も五十七年度の六十三航路から五十九年度には八十三航路にふえているというように、そういう面での業界の努力が進んでおるわけとございます。

私どももいたしまして、こうした新しい分野での輸送活動を促進することがやはり内航海運を今後考えていく上で極めて重要であるというふうに考えております。このために例えばコンテナ船の建造に必要な資金、その確保につきましまして船舶整備公団の共有建造方式の活用を図るとか、それ

から雑貨便送といひますのはどうしてもその量を拡大していく上で陸上における集荷力の強化といふものが必要でございまして、これによって左右されるというような状況でございまして、陸上の自動車輸送などとの連携強化を図ることが必要ではないかと考えておるわけとございます。

○政府委員(藤野慎吾君) 関連して、港湾整備についてどう考えておるのかと、こういうお尋ねであったかと存じます。

今貨流局長の御説明もございましたが、私たちが別の統計を見ますと、過去五年間で内航海運のコンテナ貨物は年平均二七%という非常に高い伸びになっております。現在のところ、外資の場合は御案内のようにバスを船会社等にリースいたしておりますけれども、内資の場合は公共バスでございまして、港の中が手狭になって事故も起きる、こういうことも再々ございまして、地元では入り江の先端部に新たな防波堤を建設することが非常に運輸省の七項目の策定の一つにも、また地元としても非常にいい、こういうことでずっと前から県を通し、昨年度から御要望もあろうございまして、この新整備計画でどういう位置づけがされているのか、簡単に結構でずけれども伺います。

○政府委員(藤野慎吾君) 家島港におきまして、船舶の大型化に対応しなげなれば、泊地が狭くなっているというふうなことで外に防波堤をつくる必要がある、つくってほしいという地元の強い強い御要請のあること、私たち承知をいたしておりました。実はついせんだつて御連絡を申し上げたかと思ひますが、この六十一年度から新たに補助事業としてこの防波堤の整備を開始することを決めたところでございまして、今お話しのように離島という地域社会における港湾の持つ意味ということの代表的な事例だろうというふうに思っております。今後とも意を注いでいきたい、かように考えております。

○矢原秀男君 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、最後の質問でございますが、核燃料輸送に関する質問でございます。

昨年から質問を計画しておりまして、委員会でもいつも時間切れになりまして、関係の部局の方には御迷惑ばかりをかけておりましたのですが、去る三月二十七日の夜、NHKで「追跡・核燃料輸送船」という特集番組を放映されておりますので、私もきょうは簡単に時間内で質問してみたいと思っております。

これは国際的にも有名なテレビ・ラジオ番組のコンテストで、モンテカルロフェスティバルにおいて特別賞・国際批評家賞等の賞を受賞したようにございます。NHKに敬意を表するわけでございます。

現在我が国の年間総発電量の二〇％は原子力発電、その率も十年後には三分の一に達する予定でございます。

この原子力発電の増加に伴いまして、核燃料あるいは使用済み核燃料の輸送が今後とも増加してまいります。核燃料サイクルが完成されていない我が国では、当然海外からの原料輸入、また海外への使用済み核燃料の輸送という問題が必然的に派生をいたします。この核燃料の輸送、実際には海上輸送になりますけれども、この実態が余り知られていないのが実情でございます。平和、民主、公開という原子力三原則の言葉もありまして、安全体制を含めてまず簡単に質問をしてみたいと思っております。

海上輸送については質問等はまだまだ全然行われていないのじゃないかと思っておりますけれども、はしょって質問いたしますので、答えていただきたいと思っております。

一つは、核燃料の海上輸送に対する規制、二番目には、使用済み核燃料船の運航実態、三番目には、使用済み核燃料船の入港の実態、四番目には、原発専用港の状態、それから五番目には、建設申請書上の係船能力、六番目には、係船能力三千トンの岸壁能力実態、七番目には、使用済み核燃料船の大きさの問題、八番目には、危険物船の喫水制限等、九番目には、水路誌の物揚場、静水池の

内容、十番目には、原発建設時の資材輸送船の船型、十一番目には、原発専用港の整備の必要性。時間がございませぬので、また後刻にいたしたいと思っておりますが、この中、要点、答弁だけで結構でございますので、簡潔に答えていただきたいと思っております。

○政府委員(岡野忠君) それでは最初に、私どもの方から核燃料の海上輸送の安全規制につきまして、特に物理的な面についてお答え申し上げます。

核燃料物質の輸送の安全規則でございますけれども、船舶安全法に基づく危険物船舶運送及び貯蔵規則というのに基づいて行われております。その基準は国際原子力機関で定められた放射性物質安全輸送規則、これの基準を取り入れております。

具体的な中身でございますけれども、輸送する核燃料物質も新燃料とか使用済み燃料とかいろいろございまして、輸送する核燃料物質の危険性に応じて輸送容器、輸送方法、そういったものについての基準が定まっております。そしてまた、そういったものが実際に輸送される場合につきましてそれぞれの基準に適合しているかどうか、その安全性を確認するということを行っております。

○政府委員(岡田幸治君) ただいま輸送容器あるいは積みつけ等に関する規制についての御報告があったわけでございまして、私も海上保安庁の方で関係いたしますところをいたしまして、危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づきまして、このような核燃料物質等の輸送が行われる場合には、あらかじめ関係の管区海上保安部長の方に報告があることになっております。一方、その規則に基づきまして必要な指示等を管区海上保安本部長は与えることができる、このような仕組みになっておりますが、このような仕組みを活用いたしまして、一例で申し上げますと、このような届け出の中にいろいろな行政指導を踏まえまして、航行安全、あるいは輸送途上における海上保安

機関との連絡の方法、あるいは不必要な関係者が接近しないようにするための措置、あるいは万一海難に遭ったときの措置等の、大きな柱でございまして四つぐらゐの柱に基づきまして、いろいろなケースがあるわけでございますが、おおむね二十項目余りのごく具体的な細かい制限を課しておりますわけでございまして、そのようなやり方において輸送行為における安全を担保するというようにやっております。

それから二番目に使用済み核燃料船の運航実態はどうだというお話でございましたが、使用済み核燃料につきましてはいわゆるその専用船で輸送しているわけでございまして、英国籍の会社の船四隻及び日本籍の会社の船一隻、トータル五隻で輸送を行っている、そんなような状況になっております。

また、入港の実態はどうであるか、こういう御質問でございましたが、昭和六十年をケースにとりまして、使用済み核燃料の場合に、入港した船が全国で十港、入港件数は全体で約四十件となっております状況でございまして、それから、原発の専用港の状況といたしましては、これも例示で申し上げた方がよろしいだろうと思うんでございますが、例えば茨城県東海村の場合におきましては、専用岸壁で水深六メートル、岸壁の長さ百三十三メートル、最大の係船能力は三千デッドウェイトトンというふうになっております。他、原子力発電所の専用岸壁もおおむねそんなような規模でございまして、またこれらの専用岸壁は大体専用港に設けられておりまして、航行する船舶もこの原子力発電所関係に限られておられるという実態でございまして、

それから、私どもの方の関係いたします点では、特定港におきまして危険物船の喫水の制限はどうなっておるかという御質問がございましたが、私もとしましては、船舶が満載喫水で十分な水深が確保できないというようなケースの場合には、いわゆる積み荷について量的な制限をいたしまして、そして安全な接岸ができるようにこれ

は原油タンカーなどの危険物積載船全体を通じて行っているわけでございます。

それから水路誌における「物揚場」、「静水池」という表現について、これはどういうことであるかという御質問がありまして、これは港管理者等が、「物揚場」はいわゆるそれぞれの港管理者等が、使用目的に従って付与した名称でございまして、一般的には船から貨物を岸壁等に横づけし、荷揚げする場所ということをやっております。

海図、水路誌ではこの名称をそのまま使用しております。

それから「静水池」という表現がございましてけれども、これは原子力発電所専用港におきまして発電所で使用する冷却水を得るための静水海域を確保する目的もあって建設されたものであるというふうに考えております。

なお、当該海域は時に応じてもちろん泊地としても使用される状況にあります。

それから、原発を建設したときの資材を輸送した船型についてどうであったかという御質問がございまして、実は私もついさばかりにしているわけでございませぬが、たまたま知り得た限りにおきましては、例えば東京電力の福島第二原子力発電所の建設の場合に約二千デッドウェイトトンの船舶を使用した、かように聞いております。

海上保安庁の御質問がありましたことにつきましては以上でございます。

○政府委員(藤野慎吾君) 建設申請時にどういった係船能力で申請されたか、こういう御質問であったかと存じます。

港灣法の定めによりましてこれは原子力発電所の専用施設もその対象にはありませんが、港灣の施設を建設いたします場合には、都道府県知事あるいはまた港灣管理者に届け出ないしは許可を得るということになっておまして、その関係で当たつてみますと、原子力発電所におきまして現在整備されております係留施設の多くは三千デッドウェイトトンというものを対象にしている

というふうに理解をいたしております。

それから次に、三千トンの岸壁というのはどういふものか、こういうお尋ねであらうかと思ひます。

一般的に私たち港灣の計画をしたり建設をしたりします場合の保留施設の諸元といふものは当該施設を使用する船舶に應ずる形で作る、こういうこととしておりますので、保留能力が三千デッドウェイトトン級といひましても保留施設の諸元は必ずしも同じではないというのが原則でございます。

さて、しかしながら、これは使用いたします船が特定されておる場合には、その特定なものに對應する形でよろしいんでありますが、一般的に船舶が特定できないような場合、公共港灣がその例であるわけでありまして、そういう場合には標準的な寸法というものを定めておまして、三千デッドウェイト級といひます一般貨物船の場合には、例えば係留施設の長さは百五メートル、水深は六・五メートルというふうに相なっております。

それから、その次にもう一つ、原発専用港灣の整備の必要はないか、こういうお尋ねであつたかと存じます。

先ほど申し上げましたように、原子力発電所の港灣の施設というのは、それを利用してあります船が専用船と申しますか船型なり運航の仕方なりが決まっておりますというふうなことでございまして、港灣の施設もそれに見合ったものになつておるといふことでございまして、現在の施設で對應できるんじゃないか、かように考へております。

○矢原秀男君 では、時間参つておりますので、運輸大臣最後に一言だけ答弁していただきたいんですが、今申し上げておきますのは、使用済みの核燃料の移動ですね、こういう放射性物質の海上輸送の安全チェック、これは当然運輸省の大きな管轄でございますから、大臣として今後、國際的にも非常に不安な状況もございまして、一言で結構

でございますけれども、そういう面についての完全な体制、こういうものについての決意を伺つて、終わりたいと思ひます。

○國務大臣(三塚博君) たいま保安庁岡田次長、港灣局長、それから貨物局長とそれぞれ御説明、答弁がございました。核物質についての処理、安全といふことは我が國の基本政策の一つであります。さういふ意味におきまして、それぞれ担当をさらに督促を申し上げ、指導、監督を徹底をいたしまして、万全を期してまいるつもりであります。

○小笠原貞子君 新たに第七次港灣整備計画というものを提出しになる以上は、昭和三十六年以來第六次までに至るこの港灣計画が實質的にはどうであつたか、そういう総括が正しくなされて次の新しい計画に入れる、そう思ふわけですね。

そこで、時間もございませぬので、まず大臣に御所見を伺いたい。いろいろな総括の角度はいろいろかと思ひますけれども、港灣に關していへばやっぱり取扱物量といふものが非常に大きなウェイトを占めると思ふわけでございます。私も資料で調べましたところ、例えば港灣取扱貨物量、六十年目標値と第六次五年計画の場合の目標が、室蘭でいいますと六千六百二十五万トン、これに對して実績は三千三十七万トン、その率は四五・八%でございます。それから、苫小牧、目標値八千八百四十二万トン、実績は四千八百二十万トン、これを五・四%でございます。以下、率だけを申し上げますと、函館が六〇・七%、小樽が七一%、釧路六六・九%、留萌が四三・三%、稚内四五・三%、十勝が六〇・七%、石狩灣に至りましては〇・五%、紋別が約四〇%、網走が三八・八%、根室五一%、こういうのが実績として出ているわけでございます。

そういうわけで、北海道は重点的に今までのいろいろ考へていただいたというところはありますが、ただこれでも、このたくさんある重要港灣の實際の貨物量の扱ひといふのが予想の平均して半分以下でございます。そういういたしますと、この実績

について、そしてこれからまた港灣事業に伴うこれに關しては自治体の持ち出しというのは莫大な額になってまいります。自治体の持ち出しが三百二十六億ということになっております。

北海道で言いますと、実績、自治体の持ち出し、室蘭が十一億、それから苫小牧が四十六億、函館が二十六億、釧路四十三億、石狩が四十四億、根室が九億と、こういうふうに自治体の持ち出しといふのが非常に大きな負担になつていふことも大臣いろいろとお聞きになつていふと思ひます。

だから、計画があつても、そしてこういうふうにしてあげようとおっしゃつても、受ける自治体がそれを消化し切れない。例えば函館の場合は返上するといふような例もございまして、根室もこの間北洋関係で私行つてまいりましたけれども、根室の場合も今まで病院が大変な赤字で、市民の負担といふのは深刻になつてきていふわけですね。それから今度は北洋の問題が、かかってくるわけですね。だからこの港に對する自治体の負担の九億といふものも小さい町にとつてみれば大変なことになる、こういうわけでございます。そういうふうな状況から考へて、大臣としてはこんな半分以下しか利用されていないという問題について、今後七次をおつくりになるに當つてその辺は自治体負担の問題とどういふふうな認識を持ていらつしやるか、大臣のお口からお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(三塚博君) たいま小笠原議員の詳細な現状分析に基づいた御指摘でございますが、お聞きいたしましたとおり痛感を感じております。企業立地がなかなか港灣の完成と整備率に並行して進んでおらないというところを改めて実感いたしましたわけでありまして、さういふ意味でせうか、港灣が地域活性化の決め手として進めさせていただきます、國民の税金、地域の大きな負担をいただく、その企業立地につきましても政府として全力を尽くさなければなりませんし、このことは今度の

四全総の中でも明記されてくることであらうと思ひます。

本新五年計画の進め方に當たりましては、ただ港をつくれればよろしいといふのではなく、その辺のところを十二分に計画の中に織り込み、同時に、港灣担当者も、また運輸省といたしまして、大きく政府全体といたしまして、その辺のところを重要な要素として計画に織り込み、つ全体を取り進めていくということではなければならぬなといふことでございます。今後一生懸命その視点で取り組んでまいりたい、こういうことでございます。

○小笠原貞子君 そういう姿勢で、そういう視点で取り組むとおっしゃるのには當たり前のことなんです。企業立地が、企業が張りつきまして、そして物量が多くなるということになれば當然解決はつく問題だけれども、今の経済情勢の中でそういう見通しを本當にお持ちになつていらつしやるのかどうか。例えば後でちょっと伺いたしたいと思ふんですけれども、苫小牧なんかにかいたしまして、四十六年のマスタープランから私は国会で何回も取り上げましたけれども、惨めなものですよ、あそこは、大変な土地をもてあまして、ということ、今大臣おっしゃつたのは心情としては私はおかしくありません。わかるだけけれども、今後そういう経済見通しですね、今また円高だ何だといふこの経済情勢の中で、見通しとして物流、貨物が今よりも上向きになるよといふような御自信が、おありになるかどうかという点です。見通し、見通しがなかつたらだめですよ、もう後追いをしていたら。

そこで、例えば行政庁が五十八年八月、港灣整備關係についての結果報告を出しております。これで見ましても私が今申し上げましたように、「取扱貨物量が計画を大幅に下回つたため、整備された港灣施設が十分利用される状態に至つていないもの」といふ、こういうふうないろいろな個別の名前じゃなくて、(A)、(B)といふような形で指摘されているわけでございます。そしてまた

重点の実施という項目の中に、「したがって、運輸省は、港湾整備事業の今後の推進に当たっては、経済活動と密接な関連を有し、整備に長期を要する」という港湾の特性を踏まえて、より詳細な需要予測等を行うとともに、「とこう書いてあるわけですね。この詳細な需要予測というものははっきりしない」と目標値に対して三分の一とかひどのになつたら二十分の一でしよう。第六次の場合にはそれをちょっと予測目標を大分減らしましたよね。だから今のところはちょっと百何十％というふうに見えなければならない、といたしますとこの行管庁で指摘されたのが五十八年八月でございます。それに基づいて先ほど言いましたように、有効に実施されるということを経済見通しとして本気にどの程度考えていらっしゃるか、御自信がおありになるなら、簡単にありになるで結構でございます。

○国務大臣(三塚博君) 大変経済は生き物でありまして、今日の日本経済、世界経済の影響を深刻に受ける立場にあるという意味で予測はなかなかもって難しいと率直に言わざるを得ないわけですね。ただ、我が国が工業国家、貿易国家という観点の中で、どう経済政策を今後展開するかと、いうことは、政府としてまた国会として絶えず御議論をいただいできておるところでございます。さような意味で円高不況などという言葉がある。サミットはそのことはファンダメンタルズの結果によつてそれは決まるんだということで、介入というものはできない。これもやっぱり市場の原理であろうというふうに思うんです。

そういう中で、先ほど来議論がございました点を踏まえて申し上げさせていただきますならば、公共事業を中心とした内需の喚起という問題がこれからの一つの大きな予測をする意味のポイントになつてくるのかなと、こんなふうにも思っています。そういう点でこれは政府全体として取り組んでまいらなければならない今後の問題でございますと同時に、それともう一つは、港湾整備に伴う企業立地という点においては、さらに全体の経済

運営、企業立地という国土計画に基づいた中でどう取り組むかということがあります。そういう意味で、所在市町村あるいは大きくは府県、道という形の中で本問題に対する取り組みというものを政府も一体となって進めさせていただくなどのやはり具体的な手はずを、今までもやってきましたわけでございますが、さらにやはりこういう時点に立つて考えますならば、積極的にこれを取り進めさせていただくということの中で、一歩でもそれ前に進めさせていただく、そのことによつて必要なもの誘導策がさらに講ぜられなければならないというのであれば、それらのこともこの際講じていくなどの手はずも進めなければならぬのかな、こんなふうに思うわけでありまして。

○小笠原貞子君 それじゃ具体的に伺います。石狩湾新港、現在唯一供用が開始されております木材専用の東埠頭がございまして。この使用状況というものを数字で簡単に答えたいと思つた字。五十七、五十八、五十九、六十の数字。

○政府委員(滝沢浩君) お答えいたします。五十七年度から六十年年度までの東埠頭木材岸壁の使用状況でございますが、木材船のみで申しますと、五十七年度一隻、五十八年度四隻、五十九年度六隻、六十年年度六隻、四年間で十七隻ということでございます。

○小笠原貞子君 今おっしゃったとおりでございます。五十九、六十は計画は十二隻でございますが、これもまた入りましたのは半分というふうなことでございます。

それで一つの問題になりますのは、この石狩湾新港というのが冬期非常に強風と高波で使用できないという条件を持っているというわけでございます。その冬期間の暴風日数十メートル以上、三メートル以上の高波の日数、時間がないので私がそちらから伺つたのをずっと述べていきますと、六十年の一月には三メートル以上の高波が二十四日ございます。二月が二十日ございます。というように非常に冬は高波になって、そして強風が吹

くというようなそういう問題が港湾管理者である北海道におきましても非常に問題になっているんですね。石狩湾新港へ入る船が目標の〇・五％なんです。そして木材船埠頭の専用港も初めはもうせつかくつたのに一隻だとか四隻だとか六隻、半分以上なんです。そして、これにござんだお金というものは大変なお金。そして、これからまた四百八十三億をつぎ返さうというわけですよ。

私は、そこできょう特に問題にしたいことは、隣に小樽が御承知のようにございまして、小樽が、さっき言いましたように、貨物量でいいますと七・一％という貨物量を扱っているわけですね。非常に、全道一高いんですね。それはなぜかといつたら、隣に石狩湾新港をつくつたけれども、冬は風がひどくて高波で、これはもうおつかなくて入れないよというので冬場は入っていないんです。石狩湾新港、それで隣に小樽の港、あそこは天然の良港でございます。そこに入っているから七％までできた。こういうわけなんです。私は地元ですから、この問題はよく調査もいたしましていろいろ内容を知っているわけでございますけれども、運輸省としても港をつくるということについて計画が上がつてくる、これでよろしいというふうに認可をなさつてできる港でございます。港ができた後は管理者任せだよというのではなく、私は、運輸省としてもその港がどういうふうにかかされていくかということ、やっぱりしっかりと見ていただかなければならない。そうでないと全くのむだ遣いになってしまうということなんです。

そこで、簡単に言いますと、石狩湾新港は危なくって冬期使えない、欠陥港だと、こう簡単に言われている問題がございまして、大臣、それまでは御承知ないかと思つたけれども、なぜそういうことが言われるかと申しますと、六十年の二月十五日に行いました海上保安部の巡視船「ほろべつ」による出入港のテストというのがございまして、このテストの報告を見ますと、冬期としては

そのテストをした日は最悪の条件ではないのにもかかわらず、出入港をベテラン操縦員がやっても苦労した。小さい船ですら割と案に操作できるんだけれども、これでもベテランがやっても大変だった。これが商船という大型になって、そして荷崩れということを考えるとまさに危険だと、安全性の不安を指摘しているんです。これは決して個人的にやったのではなく、海上保安部の巡視船が調査いたしましたことを出していただいているわけなんです。だから、そういう具体的な問題についてやっぱり国もちょっと見てもらいたいと、私はそう思うんです。もう本当にあそこは五百億だかの釣り堀だなんて札幌の人は釣りに行つていますよ。今よくとれるんです。

そういうことがあつては運輸省としての港湾計画が、今までやつたことが何にも実らないのではないかと、そのことについて大臣として、この港湾が欠陥港湾だと言われているような問題について、このところ初めてお聞きになったのなら改めてその辺のところも調べていただきたいし、私の方は資料いっぱいございまして、まだそれ差し上げてもよろしゅうございまして。欠陥港湾なんというものがあつて、それにまた金をつぎ返さうというふうなことがあつては私はむだ遣いだと思つて、簡単に御所見を伺いたいと思つた。

○国務大臣(三塚博君) 御指摘のとおり初めて承りました。よつて、よく現地調査をさせていただきますして適切な対応をしたいと思います、こう思います。

○小笠原貞子君 先ほど大臣も、企業が張りついて、そしてたくさん貨物量があればということでは当然なんです。

そこで、私はいつもしつこく言うんだけれども、北海道でいえば代表的なのが苫東ですよ。四十六年、マスタープランが立てられて今や全くみじめなものです。本当にもう全部計画を変えて、やつと国家備蓄、それから民間石油備蓄に変えたけれども、けれどもこれは相変わらず草ぼう

ほう。先ほどどなたがおっしゃって下さりましたけれども、クマに注意なんという立て看板も出されるような、そういう大変な苦東開発でございます。

それで、お聞きいただいて、これは開発行に直接お答えをいただかなきゃならないと思っておりますけれども、国費でおたくで今までつぎ込んだのが千三百二十二億です。同じました。それから、今度自治体負担が三百十三億も現在までつぎ込まれております。そして借入金、現在約九百十三億五千万です。それから、利子払い約六百五億三千万という、こういうのをずっと持っているんです。いつか経済がよくなるであろうということ、そのときの準備だなんて、私が国会で質問するたびにそう言われたんだけれども、そんなにむだ遣いずっと続けていって、私は金が余っている国なんだなあと言われてもしょうがないと思えますよ、こういふこと。

そこで、具体的にひとつ私は問題を提起して開発行の御意見を伺いたいただけれども、苦東開発株式会社というのがございます。これも何回も国会で取り上げさせていただきました。そこで、常勤役員というのが十一人おります。その人件費が一億三千六百万円、一人当たり平均で約千二百万という金額だと。借入金が約一千億、一日の利払いが約九百九十万のまさに倒産企業というふうに行われるようなところで、苦東開発会社というのには天下り役員ポスト確保のためではないかというふうなことがもうずっと前から言われているわけでございます。そういうことが港湾との関係もございまして、こういう倒産企業であるのに天下りの役員がいて、平均で一千二百万というふうな給料をもらって、そしてまだそのまゝまゝまゝとこれ続けてもらって行くのを当然だといふふうにお思いになるのかどうか、もう何回も何回もやっているとすけれども、一言ちょっと御感想を伺いたいと思っております。

○政府委員(滝沢浩君) お答えいたします。ただいま先生が述べられた数字についてはその

とおりでございます。

それで、会社にどういふ考え方でどういふ報酬を決めておるかというお話を申し上げましたところ、役員報酬というものは、類似の機関とかそういう一般職員の給与の水準とかそういうものを眺めながら決めておるといふふう聞いておりました。ただ会社の状況が非常に地域開発が長期化しておりますので、経営的に困難性も増大しているという面もありますので、五十九年度以降は役員報酬は据え置きという考え方で措置しているというところでございます。

それから、一般的な水準が高いか低いかについては若干私もどういふ判断をすればいいのかわからずと迷っておるんですが、第三セクターです。公務員とかあるいは政府関係金融機関に準じたような考え方で対処したらどうかという考え方も一つあるかと思っております。まあ北海道東北開発公庫とかああいうところの役員報酬とか比較しますとバランスがとれて、そう高いということではないような感じもしておりますが、なお業績も業績でございますから……。

○小笠原貞子君 仕事しない会社なんだからね。方も据え置きという考え方で対処しているというところもぜひ御理解をいただきたい、こう思っております。

○小笠原貞子君 大臣ね、きょう私が言いましたのは、港をつくるなどと言っているんじゃないんです。やっぱりこの不景気な時代に仕事は欲しいという気持ちもわかる。しかし、それが行監で指摘されたように有効な投資でなければならぬと。余っている国家予算ならいざ知らずです。もうさんざん削って、きょうは言えなかつたけれども、補助率の削減でまた地方負担大変になりま

すよ。そんなところで、全く効率の上がらない予算をばっかばっか入れちゃって行くというのは少しまともな頭じゃおかしいんじゃないかと。私もまともな頭のもりでさっきから伺っていたんだけれども、その調整費の説明はどうも理解できなかった。

いすね。

例えば、さつき局長こう言われたんです。予備費というのは予期しないところに、例えば沖繩返還のときと、こういう説明なきいしたよ。それから、今度調整費というのはいろいろ言って、経済情勢の激変に対して弾力的に使うもんだと、こうおっしゃったんですね。経済情勢が激変したときに使おうと。これも予期してなかつたことでしょう。経済情勢激変とね。そうしたら、前とどういふふう違うんですか、この辺ね。だから、どう言葉を考えてもこれはおかしいというの、もう自分でもわかっていらつしやと思は思いなが、調整費というものをつけなきゃならないというところに、私はやっぱり考えてもわらななきゃならないと思うんですよ。しかも、五年計画だとなしながら三年目にもまた見直すんだと。まさにこれは本当に気象な法案だな、全く責任のないやり方だと言わざるを得ないわけなんです。だから、だからこれからは今後はやり方を私はずっと監視させていただきますと思っております。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。

政府は第七次港湾整備五カ年、第六次計画を上回る四兆四千億円の巨費をつぎ込んで、港湾の諸整備を推進するとしているが、その内容は相変わらず大企業中心型の港湾整備計画であります。

政府は、言葉では、これまでの基盤整備中心、臨海工業中心型から、高度な物流空間、多様な産業空間、豊かな生活空間の形成とそれらの三つが組み合わされた総合的な港湾づくりを進めるとしているが、実際にはこれまで以上の大型港湾づくりであり、既に破綻が明らかとなった苦東計画等の大規模開発プロジェクトの推進などの大企業のための港湾づくり計画であります。

以下、具体的に法案に対する反対の理由を申し述べます。

反対する第一の理由は、第七次港湾整備五カ年計画の内容を策定した二月の閣議了解の無責任さについてであります。

閣議了解では、第七次計画の総投資規模の約五分の一を占める七千九百億円の調整費の項目に組み込んでいたが、これはいまだかつて一度も使用されたことのないものであります。

さらに重大な点は、閣議了解では本計画を決定する前から、三年後には見直すことを前提にしていることです。このようなわずかな五年先の見直しも明らかにできないような計画では、政府の責任ある計画とは言えないものです。計画を再検討し直すべきであります。

反対する第二の理由は、政府の言う民間活力の導入の本当のねらいが、大企業のための仕事づくりにすぎないからであります。

その最も端的な例が東京湾の沖合人工島計画です。これは当初の運輸省の沖合人工島計画には全くなかつたもので、昨年夏以降に構想が急浮上したものです。しかも、運輸省自身が述べられているように、この計画は建設省の東京湾横断道路計画を側面から援助するのが目的であります。今でさえ環境問題や船舶航行の安全問題が不安視されている東京湾に、総面積百八十八ヘクタールの巨大大人工島を、四千五百億円の建設費を投入して推進することは、絶対に認めることはできません。

計画を直ちに撤回すべきであります。

反対する第三の理由は、これによって地方自治体の財政負担がさらに増大し、自治体財政が困難

に陥るおそれが強いからであります。

今回の港灣の補助率の改正により、地方自治体の負担は三年間で約三百六十億円もふえることが予想されております。国の財政事情から考へると、さらに補助率の削減が続く可能性が強く、このままでは地方自治体財政が危機的状況に迫り込まれることは必至の状況です。港灣法の趣旨にも反することになって、新たな地方への負担増を安易に認めるべきではないのであります。

以上、反対する理由を述べて、私の反対討論を終わります。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鶴岡洋君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴岡洋君) 次に、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者小柳勇君から趣旨説明を聴取いたします。小柳勇君。

○小柳勇君 たいだいま議題となりました日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。現在、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に

基づいて進められている特定地方交通線対策については、当該地域における交通の確保、住民の利便等が十分反映されないまま廃止が強いられるため、地域住民の強い反発を招いており、まことに遺憾と言わざるを得ません。

申すまでもなく、特定地方交通線は、当該地域において、地域住民の生活に欠くことのできない足として定着しており、特に、交通弱者と言われる通学生、高齢者を初め、モータリゼーションの流れに乗れない人々にとっては、特定地方交通線は唯一の輸送機関となっております。

また、特定地方交通線は、単に、地域交通の中核としての役割のみならず、営業キロが百キロメートルを超える長大路線を抱えているほか、地方中小都市間輸送、大都市への優等列車による直行輸送が現に行われているなど、全国交通ネットワークとしての重要な役割も担っており、その公共性は極めて大きいものがあります。

このように、特定地方交通線が重要な役割、使命を果たしているにもかかわらず、現行では、単に効率性の観点から、乗り合いバス事業に転換することを前提に特定地方交通線を廃止する措置がとられております。

しかし、効率性優先による特定地方交通線の廃止は、当該地域における交通の確保や住民の利便が十分考慮されないばかりか、先輩の努力で築き上げられた鉄道網を寸断することになります。一たん鉄道が廃止されてしまうと、再び鉄道敷設の必要が生じた場合、その実現は至難のわざとなり、後世に大きな禍根を残すことになりかねません。鉄道が敷かれて駅ができ、駅を中心に町や村ができました。鉄道、とりわけ駅は、その町や村の玄関であり、集会所であり、地域住民にとって心のふるさととも言えましょう。長年、鉄道とともに生きてきた地域から、安易に鉄道を奪い去ることは、町や村の存立に大きな打撃を与えることになり、ひいては、過疎、過密現象を一層促進させ、政府の標榜する国土の均衡ある発展に逆行する措置と断しても過言ではありませぬ。

一方、バス転換につきましても、最近の道路交通の渋滞混雑は、都市部、農村部を問わず全国的な現象となっており、また、鉄道の持つ大量、定時、無公害、省エネルギー輸送の特性、機能をそのままバスに代替させることは到底不可能であります。その上、バス転換に伴う地方公共団体初め地域住民の経済的負担の高まりについては既に多指摘されているところであります。

果たして、特定地方交通線は真に不必要と言えらるでしょうか。その廃止は唯一無二の政策選択の道でありましようか。

特定地方交通線は、効率性が悪いと言われますが、昭和五十九年度決算における特定地方交通線全線の赤字額は七百五十億円と少なく、国鉄全体の損失一兆六千五百五十億円のわずか四・五％にすぎません。東北新幹線の赤字額の半分でしかないのであります。また、特定地方交通線に地域住民の要望に沿って駅を配置したり、使いよい列車ダイヤの編成、レールバスの配置などの工夫を講ずれば、その利用度は格段に高まり、収益も改善されるはずであります。

以上申し述べましたように、特定地方交通線の安易な廃止については、多くの問題があり、むしろ利用の仕方工夫し、再活性化することが国土発展の将来に向けて必要であります。

したがって、特定地方交通線対策として、まず、特定地方交通線の選定、承認を厳正に見直すほか、現行の特定地方交通線対策協議会に二年間の期限をつけ、協議が調わない場合は当該特定地方交通線を廃止するとうい、見切り発車、強制廃止の仕組みを改め、協議会の会議の構成員を行政当局のみに限定せず、利用者代表などを加え、地域交通のあり方を踏まえた検討の場に改変する必要があると存じます。

このようにすることにより、国鉄の営業線として存続維持する道も残した上で、特定地方交通線の存廃を決めることが可能となり、地域の意思を尊重しつつ、可能な限り、鉄道として存続できる方向で結論を導くことができるようになります。

本法律案は、以上の考え方にのっとり提案するものであります。
次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、特定地方交通線の選定及び承認に当たっては、その対策を乗り合いバス事業への転換が適当である営業線としておりますが、これを削除し、輸送効率が著しく低い営業線に限定することとしております。

第二は、特定地方交通線対策協議会は、学識経験者の意見を聞くことができることとしておりますが、地域交通の確保に十分留意して協議を行うために、新たに、利用者代表、学識経験者などを協議会の会議の構成員に加えることとしております。

第三は、協議会において、一定期間内に協議が調わない場合には、国鉄は、当該特定地方交通線の廃止の申請ができることになっておりますが、その規定を削除することとしております。

このほか、協議会が特定地方交通線の廃止を前提とするものではなく、当該地域における交通のあり方を踏まえて鉄道の存廃を協議する機関とすることに伴い、国鉄の経営改善計画に明示が義務づけられている廃止予定時期を削除するなど所要の措置を講じております。

以上が、本法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。
以上であります。(拍手)

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(鶴岡洋君) 次に、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。三塚運輸大臣。

○国務大臣(三塚博君) たいま議題となりまし
た日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のた
めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別
措置に関する法律案の提案理由につきまして御説
明申し上げます。

国鉄の経営は、昭和五十九年度末において繰越
欠損金が十二兆円を超えたほか長期債務残高も二
十一兆八千億円に達するなどまさに危機的状況に
あります。

このため、政府におきましては、昨年七月に提
出された日本国有鉄道再建監理委員会の意見を最
大限に尊重し、昭和六十二年四月一日から新経営
形態へ移行することにより国鉄の経営する事業の
抜本的改革を図ることとして行っていることであ
ります。このため、政府におきましては、昨年七月に提
出された日本国有鉄道再建監理委員会の意見を最
大限に尊重し、昭和六十二年四月一日から新経営
形態へ移行することにより国鉄の経営する事業の
抜本的改革を図ることとして行っていることであ
ります。

本法は、昭和六十一年度において、このよ
うな緊急に講ずべき措置として、国鉄の長期債務
に係る負担の軽減及び職員の退職の促進を図るた
めの特別措置を定めることとしたものでありま
す。

次に、この法律案の概要について御説明申し上
げます。

第一に、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図
るため、政府は、資金運用部が国鉄に貸し付けて
いる資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講
じている特定債務五兆円を一般会計に承継させ
ることとし、一般会計は同額の資金を国鉄に対し
無利子で貸し付けたものとするとしておりま
す。また、現在一般会計が国鉄に貸し付けている
一定の無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延
長についても必要な措置を講ずることとしており
ます。

第二に、国鉄の職員が著しく過剰である状態を

緊急に解消するため、国鉄の行方退職希望職員の
募集に応じて退職を申し出、認定を受けた職員が
昭和六十一年度中に退職したときは、その者に対
し俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十カ月
分の額に相当する特別給付金を支給するなど所要
の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くだ
さいますようお願い申し上げます。

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聴取は終
りました。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時十六分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付された。

- 一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第一五二二号)(第一五二三号)
(第一五二四号)(第一五二五号)(第一五二六
号)(第一五二七号)(第一五二八号)(第一五
二九号)(第一五三〇号)(第一五三一
号)(第一五三二号)(第一五三三
号)(第一五三四号)(第一五三五号)(第一五
三六号)(第一五三七号)(第一五三八号)(第
一五三九号)(第一五四〇号)(第一五四一
号)(第一五四二号)(第一五四三
号)(第一五四四号)(第一五四五号)(第一五四
六号)(第一五四七号)(第一五四八号)(第一五四
九号)(第一五五〇号)(第一五五一
号)(第一五五二号)(第一五五三
号)(第一五五四号)(第一五五五号)(第一五五
六号)(第一五五七号)(第一五五八号)(第一五
五九号)(第一五六〇号)(第一五六一
号)(第一五六二号)(第一五六三
号)(第一五六四号)(第一五六五号)(第一五六
六号)(第一五六七号)(第一五六八号)(第一五六
九号)(第一五七〇号)(第一五七一
号)(第一五七二号)(第一五七三
号)(第一五七四号)(第一五七五号)(第一五七
六号)(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五
七九号)(第一五八〇号)(第一五八一
号)(第一五八二号)(第一五八三
号)(第一五八四号)(第一五八五
号)(第一五八六号)(第一五八七号)(第一五八
八号)(第一五八九号)(第一五九〇号)(第一五
九一号)(第一五九二号)(第一五九三
号)(第一五九四号)(第一五九五
号)(第一五九六号)(第一五九七
号)(第一五九八号)(第一五九九
号)(第一六〇〇号)(第一六〇一
号)(第一六〇二号)(第一六〇三
号)(第一六〇四号)(第一六〇五
号)(第一六〇六号)(第一六〇七
号)(第一六〇八号)(第一六〇九
号)(第一六一〇号)(第一六一一
号)(第一六一二号)(第一六一三
号)(第一六一四号)(第一六一五
号)(第一六一六号)(第一六一七
号)(第一六一八号)(第一六一九
号)(第一六二〇号)(第一六二一
号)(第一六二二号)(第一六二三
号)(第一六二四号)(第一六二五
号)(第一六二六号)(第一六二七
号)(第一六二八号)(第一六二九
号)(第一六三〇号)(第一六三一
号)(第一六三二号)(第一六三三
号)(第一六三四号)(第一六三五
号)(第一六三六号)(第一六三七
号)(第一六三八号)(第一六三九
号)(第一六四〇号)(第一六四一
号)(第一六四二号)(第一六四三
号)(第一六四四号)(第一六四五
号)(第一六四六号)(第一六四七
号)(第一六四八号)(第一六四九
号)(第一六五〇号)(第一六五一
号)

- 一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に
関する請願(第一六八二号)
- 第一五二二号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市駄科一、三六〇 小
林公 外一万三千三百十四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
- 第一五一三三号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市市松尾二七二ノ一 井
藤弘子 外一万三千三百十五名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
- 第一五一七号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、九四四
岡本誠 外一万五千二百二十四名
紹介議員 稲村 稔夫君

- 請願者 長野県飯田市白山町二ノ六、九五
三 佐々木公成 外一万三千九
名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
- 第一五一四号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市下山八四二ノ三 堀
口武 外一万二千三百十名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
- 第一五一五号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、二二一ノ
六 中原千代美 外九千七百十六
名
紹介議員 鶴山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
- 第一五一六号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市市松尾二七二ノ一 井
藤弘子 外一万三千三百十五名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
- 第一五一七号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、九四四
岡本誠 外一万五千二百二十四名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一八号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三七
紹介議員 松沢幸子 外一万七百二名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五一九号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、七二二
紹介議員 鈴木善枝 外九千二百三十九名
小野 明君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二〇号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、七〇一
紹介議員 宮澤智子 外一万七百十三名
大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二二号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、二五一ノ
三 榊山武子 外一万五百二十六
名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二二号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市三日市場一、二七〇
ノ一三 吉沢良 外九千五百三十
七名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二三号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎六二一ノ七
紹介議員 鈴木房子 外一万五千五百六名
粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二四号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎六三九ノ三五
紹介議員 熊谷豊子 外一万二百四名
片山 甚市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二五号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎三二三 堀田
かよ子 外九千四百二名
久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二六号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎名古熊五五九 市
紹介議員 瀬真寿美 外九千四百三十四名
久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二七号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、一二二ノ
三七 榊原アヤ子 外九千七百九
名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二八号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎九二五 加藤
京子 外一万六百四名
小山 一平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五二九号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、三七七
香山幸子 外九千二百四名
佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三〇号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、六〇三ノ
三 大蔵啓治 外一万二千九名
志苦 裕君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三一号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山一、九〇〇ノ
一 木下啓子 外一万四千二百二十

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三二号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎一色一四九ノ六
原しのぶ 外九千二百四名
紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三三号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎一色三ノ五 沢柳
聡 外一万六百四名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三四号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎一色八九ノ七 山
田幸子 外一万千六百四名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三五号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山六七八 熊谷
美紀 外九千六百九名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三六号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、三四六ノ一 片桐美智子 外八千六百九名
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三七号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ九 伊藤昭子 外一万四百四名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三八号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、八三二ノ九 遠山とみ 外九千四百九名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五三九号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山二、〇一五ノ五 木下淳子 外一万五千四百四名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四〇号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五五ノ六 蒲玲子 外一万二千三百四十四名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四一号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎一色四ノ八 原田 稔勇 外九千四百二十七名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四二号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、二四六ノ六 関口加代 外九千二百九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四三号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山三八四ノ四 鈴木尚子 外一万三千四百四名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四四号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、七八〇ノ七 熊谷勉 外九千六百七名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四五号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三四ノ四

四 西沢崇志 外一万五百二十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四六号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、八三〇ノ六 中村めぐみ 外一万四百二十四名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四七号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平三、二一七ノ一〇 吉田晴美 外八千五百二二名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四八号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平三、二〇九ノ三 杉山長子 外一万三千三百二十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五四九号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、六一三ノ三 平岩美智子 外一万六百二十四名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五五〇号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎中平三、二〇九ノ三 杉山照市 外九千七百四十四名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五五一号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、五七七ノ三 三治哲也 外一万二千三百九十二名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五五二号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四九五ノ四 前沢信子 外八千七百二十九名
紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五五三号 昭和六十一年四月十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎三二〇 吉川 千春 外一万四百十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六一号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願

請願者 長野県飯田市大休七、一一三 木
下二二三 外一万三千三百十一名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六二号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県木曾郡南木曾町五、一四七
ノ三 松尾徳藏 外九千三百十七
名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六三号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、一六一ノ
二 中西ひろ 外一万三千三十名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六四号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、二四六
矢沢和男 外九千七百十六名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六五号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三一
永井収 外一万二千三百十五名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六六号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、三九二ノ
一 伊藤寛一 外九千五百二十四
名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六七号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、一一一ノ
二〇 村田広志 外一万七千七百二
名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六八号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、七二〇
塩沢昭一 外一万二千三百七十七名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五六九号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山九〇九 牧内
秀雄 外一万二千七百十三名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七〇号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、三三九ノ
Cノ二〇二 鷲沢正弘 外九千五
百二十六名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七一号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西五六七 牧内
タイ 外九千五百三十七名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七二号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山二、〇二二ノ
四 宮内実 外一万五千五百六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七三号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山五一〇ノ六
村松勲 外一万二千二百四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七四号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎一八〇 佐藤
とみゑ 外一万二千四百二名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七五号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、一七一ノ
一 村沢廣 外九千四百三十一名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七六号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西五六七 伊藤
公二 外九千七百十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七七号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、二九一ノ
五 宮内良人 外一万二千四百九
十八名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七八号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、六一二ノ
一 宮下恵美子 外九千二百一名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五七九号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎一八〇 佐藤
とみゑ 外一万二千四百二名
紹介議員 久保 亘君

請願者 長野県飯田市一色九五ノ六 小松つたあ 外九千三百三十三名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八〇号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市一色三〇ノ一 安田正一 外一万四百二十一名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八一号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市下茶屋二、〇一五ノ五 木下健 外一万二千二百四十四名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八二号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市一色八九ノ五 小木曾行男 外九千六百二十名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八三号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市下山一、〇六九ノ二 二代田陽次 外一万二千六百三十名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五八四号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市一色二二ノ六 木下義正 外九千六百三十名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八五号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市竹佐田付一、一六〇ノ三 本村勝敏 外一万六百三十三名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八六号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市名古熊一、九七一ノ三 北原弘人 外一万四千四百五十七名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八七号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市下山四四三ノ八 高木勇 外九千四百三十七名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八八号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市下山一、〇六九ノ二 二代田陽次 外一万二千六百三十名
紹介議員 高杉 勉忠君

請願者 長野県飯田市鼎切石四、七四〇ノ一 松尾昭市 外一万六百四十名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五八九号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市下茶屋二、〇三九ノ一 松沢知世 外一万五千五百四十二名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九〇号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、八三一ノ一〇 渡辺政雄 外一万四千四百二十七名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九一号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、一一九ノ五 木下ヒロ子 外一万二千二百三十五名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九二号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、一五三ノ二 伊沢正博 外九千三百一名
紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一五九三号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市正永町一ノ一、二二七ノ五 伊藤英明 外九千六百七十七名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九四号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、九六一ノ一 新井紀一郎 外一万二千三百五十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九五号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市鼎二、七六〇ノ五 鬼頭重正 外一万四千二百二十名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九六号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市一色四四〇 北原敦子 外一万五千五百二名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九七号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県飯田市下山一、〇六九ノ二 二代田陽次 外一万二千六百三十名
紹介議員 高杉 勉忠君

請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、四八一
須山和彦 外九千三百二十二名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九八号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山六八六 関口
百亀 外一万千六百八名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一五九九号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、五三六ノ
一名
一 大橋保則 外一万千七百四十
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六〇〇号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、六四〇ノ
一名
一 小西ひろ子 外九千三百二十
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六〇一号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山八二二ノ三
岩波文男 外一万七百二十八名
紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六〇二号 昭和六十一年四月十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町木ノ下北城
三六 小澤友太郎 外一万千四百
十二名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一〇号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、四八六ノ
一名
一〇 松下範一 外一万千七百四十
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、一七〇
松尾義人 外一万千九百九十五名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一二号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四九五ノ二
渡辺秀夫 外九千六百六十一名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一三号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、三六一ノ
五 中村清 外一万千七百八十六
名
紹介議員 龍山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一四号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、三六九
佐藤喜彦 外一万二千三百三十四
名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一五号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四九三
鈴木良蔵 外八千七百六十三名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一六号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、一三七
松沢香里 外一万十二名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一七号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、九九四ノ
四 関島カナエ 外一万千九百三
十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一八号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山九六四 関口
俊江 外一万四百九十二名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六一九号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、二五四ノ
七 山田茂 外九千八百四十一名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二〇号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市三日市場一、二七〇
ノ一八 熊谷隆司 外一万二千二
百七十七名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎西鼎六二六 岡田
愛子 外一万九百三名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二二号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県飯田市西郡六四八 野口

武一 外一万千八百八十二名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二三号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡一〇六ノ五

岩崎タマエ 外九千五百七十八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二四号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡古熊一、五二五

奥村武治 外一万四千七百七名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二五号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡切石五、一一二ノ

九三 林計介 外一万二千二百八十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二六号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市西郡六五一ノ一四

野口健治 外一万三千五百五十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二七号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡切石四、三七八ノ

一 吉川明 外一万千四百十名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二八号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡一色九五ノ四 北

原みつこ 外九千六百四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六二九号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡上山一、八三六ノ

七 筒井崇博 外一万五千九百七十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三〇号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡一色一四九ノ六

宮沢美佐子 外八千六百三名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三一号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡一色七六 塩沢由

子 外一万二千五百五十一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三二号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡切石四、五〇〇

村澤博治 外九千九百三十七名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三三号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡下山九〇七ノ一

小室政子 外一万二千三十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三四号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡千代一、八六七 西

保子 外一万六百五十三名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三五号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡上山三、六一五ノ

一 大場鉄明 外一万九百二十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三六号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡上山二、九五五ノ

五 沖田清 外一万千八百四十名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三七号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡上山二、七四二ノ

二 宮内新一 外八千九百九十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三八号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡上山二、九五五ノ

三 安達成吉 外一万七百五十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六三九号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡一色二二ノ一三

脇坂剛 外一万四千四百四十七名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四〇号 昭和六十一年四月十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市東郡三二六ノ一

白木八郎 外一万九百五十一名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、一五三ノ
二〇 福沢茂雄 外九千七百三十
三名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四二号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、〇三五
吉川大三 外一万八千八百八十五名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四三号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三四ノ
四 下井宗明 外一万四百十一名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四四号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、八二六ノ
四 藤田正司 外一万二千三百名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四五号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、三八四ノ
一 加藤文彦 外一万四百九十九
名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四六号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、三八四ノ
一 加藤智子 外九千八百七十二
名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四七号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、三〇〇ノ
九 牧野内喜代 外一万三千三十
七名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四八号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、三九九ノ
五 日置弘光 外一万七千七百十五
名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六四九号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎三丁目 熊谷

和俊 外一万九百五十三名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五〇号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、九八四ノ
二 宮下かめよ 外一万二千四百
十名
紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六五一号 昭和六十一年四月十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎六四八 荒尾
秋人 外一万六八八名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一六八二号 昭和六十一年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿
部多七郎
紹介議員 遠藤 要君
一、国鉄駅舎を車いす使用向けに改造し、客車両
には車いす座席を確保すること。
二、自動車事故による被災重度障害者に支給され
る介護料の支給対象を、両下肢麻痺の脊髄損傷
者にまで拡大すること。
理由

きるように改造すべきであるが、各駅を一挙に改
造することは経費などの面もあつて不可能であろ
うから、厚生省などと連絡をとり、車いす使用者
(高齢者を含む)の実数を把握して、車いす使用
者がどの駅からの駅まで利用するかを調査し、
これらの駅舎を最初に改造し、以下順を追つて改
造をすすめるよう望むものである。また、各客車
両には必ず一名から二名の車いす障害者が乗車で
きるような座席を新設し、その座席は車いす障害
者が乗車していないときは一般の客が使用するよ
うにすることである。(二)交通事故により植物人間
になつた被災者に介護料が支給されるようになり、
昭和五十六年度特別会計予算では、その対象
が頸髄損傷者にまで拡大された。しかし、我が国
の判例では一級から二級までの被災重度障害者に
対する介護料の必要性を認めておるので、介護料
支給対象のなかに両下肢麻痺の脊髄損傷者(二級)
をいれるよう望むものである。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第一七〇八号)(第一七〇九号)
(第一七一〇号)(第一七一一号)(第一七一
二号)(第一七一三号)(第一七一四号)(第一
一七五号)(第一七一六号)(第一七一七号)(第一
一七八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第
一七二一号)(第一七二二号)(第一七二三号)(第
一七二四号)(第一七二五号)(第一七二六号)
(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九
号)(第一七三〇号)(第一七三一号)(第一七三
二号)(第一七三三号)(第一七三四号)(第一
七三三三号)(第一七三三六号)(第一七三七号)(第
一七三八号)(第一七三九号)(第一七四〇号)(第
一七四一号)(第一七四二号)(第一七四三三
号)(第一七四四号)(第一七四五号)(第一七四
六号)(第一七四七号)(第一七四八号)(第一七
四九号)

する請願(第一七五号)

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第一七六号)(第一七七号)(
第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)(
第一八一号)(第一八二号)(第一八三号)(
第一八四号)(第一八五号)(第一八六号)(
第一八七号)(第一八八号)(第一八九号)(
第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)(
第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(
第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(
第一九九号)(第二〇〇号)(第二〇一号)(
第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(
第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(
第二〇八号)(第二〇九号)(第二一〇号)(
第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(
第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(
第二一七号)(第二一八号)(第二一九号)(
第二二〇号)(第二二一号)(第二二二号)(
第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に
関する請願(第一八二〇号)(第一八四八号)(
第一八四九号)

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第一八七〇号)(第一八七一
号)(第一八七二号)(第一八七三号)(第一八七
四号)(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八
七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一
八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二号)(第
一八八三号)(第一八八四号)(第一八八五号)(第
一八八六号)(第一八八七号)(第一八八八号)(
第一八八九号)(第一八九〇号)(第一八九一
号)(第一八九二号)(第一八九三号)(第一八九
四号)(第一八九五号)(第一八九六号)(第一八
九七号)(第一八九八号)(第一八九九号)(第一
九〇〇号)(第一九〇一号)(第一九〇二号)(第
一九〇三号)(第一九〇四号)(第一九〇五号)(
第一九〇六号)(第一九〇七号)(第一九〇八
号)(第一九〇九号)(第一九一〇号)(第一九一
一号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に
関

する請願(第一九四七号)(第一九四八号)(第
一九四九号)(第一九五〇号)(第二〇二六号)
(第二〇二七号)(第二〇二八号)(第二〇六五
号)

一、国鉄再建に関する請願(第二〇八三号)
一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第二〇八四号)(第二〇八五号)
(第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八
八号)(第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇
九一号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二
〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第
二〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第
二一〇〇号)(第二一〇一号)(第二一〇二号)
(第二一〇三号)(第二一〇四号)(第二一〇
五号)(第二一〇六号)(第二一〇七号)(第二
一〇八号)(第二一〇九号)(第二一一〇号)(第
二一一一号)(第二一二二号)(第二一二三
号)(第二一二四号)(第二一二五号)(第二
一二六号)(第二一二七号)(第二一二八号)(第
二一二九号)(第二一二〇号)(第二二二一
号)(第二二二二号)(第二二二三号)(第二
二二四号)(第二二二五号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に
関する請願(第一八二〇号)(第一八四八号)(
第一八四九号)

一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する請願(第一八七〇号)(第一八七一
号)(第一八七二号)(第一八七三号)(第一八七
四号)(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八
七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一
八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二号)(第
一八八三号)(第一八八四号)(第一八八五号)(第
一八八六号)(第一八八七号)(第一八八八号)(
第一八八九号)(第一八九〇号)(第一八九一
号)(第一八九二号)(第一八九三号)(第一八九
四号)(第一八九五号)(第一八九六号)(第一八
九七号)(第一八九八号)(第一八九九号)(第一
九〇〇号)(第一九〇一号)(第一九〇二号)(第
一九〇三号)(第一九〇四号)(第一九〇五号)(
第一九〇六号)(第一九〇七号)(第一九〇八
号)(第一九〇九号)(第一九一〇号)(第一九一
一号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に
関

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七〇号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下山二七三ノ五
塩沢善治 外一万三千三百二十一名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七〇九号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下山八七七 佐々
木正夫 外一万三千三百十八名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二二号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡切石四、四四八
平松安一 外一万十五名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七二三号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡上山四、〇二四
小原淑子 外一万五千五百二十一名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七二四号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に
関

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二六号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡中平二、二五四
宮下浅直 外九千八百七十一名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七二七号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡中平一、九九五
渡辺薫 外一万四百七十六名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七二八号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡西六二七ノ三
林弘一 外一万五千三百三十七名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二九号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下山二七三ノ五
塩沢善治 外一万三千三百二十一名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
第一七三〇号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下山八七七 佐々
木正夫 外一万三千三百十八名
紹介議員 赤桐 操君

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に
関

第一七一九号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡中平二、〇〇二ノ
名
二 木下耕太郎 外九千五百十六
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二七二〇号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下山二五五ノ二
牧野吉伸 外一万二千二百十四名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二二号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡古熊六〇八市
瀬貫一 外一万四百一名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二二二号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡切石五、一一一
道林今朝男 外一万四千五百十二
名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二三号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市西郡九二四 児玉信

治郎 外九千六百十二名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二四号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡切石四、一〇〇ノ
十五名
二 大竹孝輔 外一万二千四百八
十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二五号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡上山三、六一〇
金田謙司 外一万二百一名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二六号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡上山一、三四五ノ
二 細田秋男 外九千八百三十三
名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二七号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡一色四ノ一二 松
山英根 外一万二千四百二十一名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二八号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下茶屋二、一五九
ノ四 倉田千浪 外九千二百四十
一名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七二九号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡一色九五ノ七 松
井一市 外九千七百五十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三〇号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下山一、〇六八ノ
一 木下健 外一万六千二百一
名
紹介議員 高杉 她忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三三二号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市山本六、七二〇ノ三

五 今井竜也 外一万六千三百七
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三三三号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市東中央通三、二一一
ノ三一 森鏡次 外八千九百七十
五名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三四号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡下山四四三ノ三
氣賀次雄 外八千八百三十七名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三五号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡切石四、三四九
松下善彦 外九千七百五十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三六号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市郡一色一四九ノ五
林博司 外一万二千四百十五名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三三二号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市山本六、七二〇ノ三

第一七三七号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市北方三、四九七ノ二
三 中島道彦 外一万四百十八名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三八号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、四四八
平松千里 外九千八百十三名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七三九号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山八、二三ノ二
牧内八郎 外九千四百十五名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四〇号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、一二一ノ
五 平岩取一 外一万千六百七名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四一号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、七六一ノ
一 牛木春美 外一万二千三百九
十八名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四二号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三四ノ
二八 桜井由明 外九千九百二十
九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四三号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、四〇三
中村昇一 外一万五千二百二名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四四号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、三九九ノ
五 日置弘光 外一万三千二十一
名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四五号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平三、二二七ノ
一〇 吉田成子 外一万千六百八
名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四六号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、五二四ノ
四 清水實 外一万二千四百十九
名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四七号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、六〇九ノ
三 小池すみ子 外一万三千二百二十
名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四八号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎名古熊二、三〇二
佐々木光雄 外九千八百二十七
名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七四九号 昭和六十一年四月十九日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、八三一
小林康人 外一万四百一十一名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七五〇号 昭和六十一年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、二九〇ノ
六 花井静子 外一万二千四百三
十九名

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一 全国脊髄損傷者連合会福岡県
支部内 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一七六九号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、五五一ノ
一 森本泰一 外一万千三百四十
九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市切石五、一八〇ノ二
佐々木一茂 外九千二百十四名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七一号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、二九三ノ
二 柳田勝司 外九千五百八十九
名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七二号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、二九〇ノ
六 花井静子 外一万二千四百三
十九名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七三号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、一六六ノ
二 池田ハツ 外一万六千二百二十四
名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七四号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、八〇四
小原金子 外一万九千九百七十九名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七五号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、二二一ノ
一 筒井義人 外九千七百六十九
名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七六号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、七三八
関口誠一 外一万八百三十四名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七七号 昭和六十一年四月二十一日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山九五八ノ二
岡庭義孝 外一万二千八百八十四名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七八号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、三三九
岡村公夫 外一万九百九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七七九号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎六三九ノ二九
熊谷利三 外一万五百四十四名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎三〇六ノ四
黒河内千代 外九千四百四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八一号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山四八一ノ一
原田敏夫 外一万八百二十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八二号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎東鼎二九三ノ一
中島文三郎 外一万九百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八三号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎五二九ノ五 粥川
教巧 外一万六千五百五十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八四号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山四六一ノ三
桜井英俊 外九千三百五十四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八五号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎五六六ノ九
川上すゑ 外一万二千四百六十四
名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八六号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、〇七九ノ
二 山下節夫 外八千八百九十四
名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八七号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎四二ノ六 今村金
次郎 外一万二千二百七十四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八八号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四三八
熊谷正一 外一万七百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七八九号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、七三八
関口京子 外一万四百四名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎一色七六 塩沢正
男 外九千二百九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九二号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下茶屋一ノ二宮
下正義 外一万三千百十四名
紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九三号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下茶屋二、〇六九
朝本秀子 外一万二千四百十九名
竹田 四郎君
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九四号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山七〇九ノ三
山田守 外一万六百二十九名
寺田 熊雄君
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九五号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山四三ノ六
船戸三郎 外一万七千七百三十四名
中村 哲君
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九六号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五一ノ
二 嵯峨昭雄 外九千八百三十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九七号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下茶屋二、〇六九
ノ二 秦孝志 外一万九千四百四十名
四本 万三君
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九八号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、九七三
亀山利子 外一万九千四百四十九名
福間 知之君
紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一七九九号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、三二三
滝本治男 外八千八百五十四名
達郎君
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、五二五ノ
一 森晃志 外一万七千七百五十九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇一号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、七六一ノ
七 尾沢正子 外九千六百六十四名
丸谷 金保君
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇二号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五五ノ
一 塚田公夫 外一万二千五百六十九名
村沢 牧君
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇三号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、三三八ノ
六 宮澤比呂之 外一万四百七十四名
四名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇四号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石四、五二五ノ
二 中島英治 外一万三千三百七十九名
本岡 昭次君
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇五号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、三九〇
森善之 外一万二千二百八十四名
八百板 正君
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇六号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二、三七五ノ
二 今村友子 外九千八百八十九名
矢田部 理君
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇七号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎古熊二、〇六一
木下悦夫 外八千九百九十四名
安恒 良一君
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八〇九号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、二五四ノ
三 清水邦治 外一万七千七百四名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八一〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町木ノ下北城
三六 小沢由紀乃 外九千六百九
名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八二〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
野目正吾
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一八四八号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二
祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一八四九号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下教雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一八七〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市東中央通三、一三〇
ノ一二 北沢豊 外一万二千三百
十三名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七一号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山六八三ノ三
荒井宗男 外一万三百二十名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七二号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四五九ノ一
佐藤理 外九千三百十三名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、三六五ノ
七 野武保 外八千五百十五名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七四号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、一六六ノ
一 佐藤直久 外一万七千七百十六
名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七五号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、一五一ノ
三 倉田正 外一万五百二十六名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七六号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、一二〇ノ
二 牧内勝江 外一万二千七百四
名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七七号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、七六七
梅村茂子 外一万二百四名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七八号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、三三九
佐々木重昭 外一万九百十七名
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八七九号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、二五一ノ
二 吉沢友子 外一万二千五百二
十六名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎西鼎六三四ノ一
鈴木久子 外九千七百三十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八一号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎西鼎六二七ノ一三
熊谷たけの 外一万五百六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八二号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、一一一
道林サカエ 外一万二千二百九十
四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県飯田市東一ノ三 平

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八四号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市名古熊一、六四三
小林利夫 外一万二千四百三十
一名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八五号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市四八ノ七 針間
勇 外九千七百八十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八六号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町南四王五、
〇七〇 有賀満 外一万六千六百十
七名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八七号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、〇七九ノ
二 山下裕 外一万二千二百一名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八八号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎一色四三ノ二 石
原静 外九千三百三十三名
紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八八九号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、八三六ノ
八 伊壺正明 外一万四千四百二十
一名

紹介議員 曾野 久光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、六四二ノ
二 今村明 外一万二千七百七十七名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九一号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎一色八〇 本島庄
一 外九千六百二十名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九二号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県飯田市鼎下山九八八ノ一
村松節子 外一万二千六百三名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山八二八ノ三
吉川聡 外一万六千六百三十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九四号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市上川路九八三 小林
武司 外一万八千五百四十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九五号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、六〇八
福与巨 外八千九百十七名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九六号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ七
村瀬俊英 外一万二千四百三十八
名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九七号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、九五三ノ
六 福本貞司 外一万六千六百四十
二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九八号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下茶屋二、一一八
山田功一 外一万五千五百五十一
名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一八九九号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、二七〇
的場貴美子 外一万六千三百三十八名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎三一四 下平
忠人 外九千九百七十三名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇一号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、二二五

紹介議員 田辺ちさと 外一万二千三百一名
松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇二号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山二ノ六七七
福沢定子 外一万千六百四十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇三号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎上山三、〇三三
熊谷教 外一万五百二十五名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇四号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三四ノ
二五 中村正之 外一万千四百三
十八名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇五号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、〇八六ノ
一〇 前沢喜代志 外一万二千五
百名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇六号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平一、九四二ノ
三 小原泰子 外九千三百二十六
名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇七号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎中平二、八三九ノ
一 平沢秀樹 外一万千六百八名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇八号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎下山一、三〇二
壬生伸啓 外一万七百四十一名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九〇九号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎一色二九五ノ三
吉村英樹 外九千三百二十名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九一〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎切石五、〇八六ノ
一〇 前沢喜代志 外一万二千五
百名
紹介議員 本岡 昭次君

請願者 長野県飯田市鼎下山一、三九〇一
伊藤幸 外一万千七百二十九名
紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九一一号 昭和六十一年四月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市鼎西鼎八九ノ一 藤
井正彦 外一万二千四百十二名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一九四七号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 福井県鯖江市鳥羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九四八号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
支部内 森江友行
支部内 宮澤 弘君
紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九四九号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第一九五〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二〇二六号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二
〇 全国脊髄損傷者連合会宮崎県支
部内 矢野光孝
紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二〇二七号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五
柳沼正
紹介議員 添田増太郎君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二〇二八号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山
上進之丞
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二〇六五号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請
願
請願者 名古屋南区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久美

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一六八二号と同じである。

第二〇八三号 昭和六十一年四月二十三日受理
国鉄再建に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会
内 島貫義衛

紹介議員 八百板 正君

日本国有鉄道(以下国鉄という)は、今日まで、
能率的な運営により、これを発展せしめ、もって
公共の福祉を増進する。を目的に基幹公共輸送機
関として大きな役割を果たしてきた。しかし、国
鉄は現在膨大な長期債務をかかえ、今後の鉄道事
業の健全な運営を維持することは困難な状況にあ
ることは明らかであり、その経営改革は国民的課
題である。ついでに、政府及び国会等において国
鉄の分割民営化を基調とした国鉄再建策を検討し
ているが、この経営再建策を決定するにあたって
は、今後とも国鉄のもつ基幹的公共交通機関とし
ての機能を維持するとともに、そこに働く労働者
の生活を保障し、国民経済の活性化と地域住民の
生活上に寄与するものとなるようにされたい。

第二〇八四号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市竜江二、〇一六 熊
谷一郎 外一万二千八百二十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、七五七ノ
一 篠田隆 外九千三十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、一二七ノ
一 後藤茂人 外一万三千三百四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、二三一
横前甲子雄 外九千六百五十九名

紹介議員 種山 篤君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八八号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、八九一
小林和喜 外一万二千四百十九
名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇八九号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、三七四ノ
二 日吉字平 外一万七千七百三十
四名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、四四六ノ
二 池沼守男 外八千八百九十九
名

請願

請願者 長野県飯田市鼎上山四、〇四三
伊藤甲子太郎 外八千五百六十九
名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市滝の沢六、九九四ノ
一四二 玉川律子 外一万九百八
十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九二号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山一、一四六
鈴木輝彦 外一万二千二百二十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九三号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四四一
近藤正隆 外九千二百七十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九四号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、四四六ノ
二 池沼守男 外八千八百九十九
名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎七二ノ二〇
小島義光 外一万二千六百六十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石五、二三八ノ
二 松尾代三郎 外一万七百九十
四名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山九九二ノ三
近藤真理子 外一万三百九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九八号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊二、四八五
ノ一 伊藤勇 外九千四百八十九
名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇九九号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、四四六ノ
二 池沼守男 外八千八百九十九
名

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、八〇八ノ
六 北沢美津子 外一万九百五十
四名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、九四二ノ
三 小原正治 外一万二千四百十
四名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎東三〇三ノ一
尾科善和 外九千六百七十四名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇二号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平一、九八五ノ
六 林孝 外一万五百四十四名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇三号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市山本三、二九九ノ三
小池妙子 外一万千九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇四号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、四八五
三石忠司 外九千二百五十四名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山五一〇ノ五
清水康宏 外九千四百四名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山五三一ノ六
加藤勝利 外一万三百八十四名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山二、九四四
矢沢英次 外一万千四百四名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇八号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎二、九三五 林道
夫 外九千六百二十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一〇九号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平二、八八〇ノ
七 福山広男 外一万千四百三十
四名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山四四三ノ六
船戸節子 外九千七百六十九名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一一号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎名古熊一、六九〇
船戸俊夫 外一万五百九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一二号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、八五六ノ
三 金山周司 外九千八百五十四
名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一三号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎下山二四六 鈴木
恵子 外一万千九百七十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一四号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、五二二
藤田一郎 外九千六百九十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一五号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、四一一
ノ一 河村弘久 外九千四百五十
九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一六号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎上茶屋三、二二〇
ノ一 渡辺実 外九千十四名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二一一七号 昭和六十一年四月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県飯田市鼎中平三、二一八

伊藤次男 外一万二千三百九十九

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二一八号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎三〇二 林光

男 外八千五百九名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二一九号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎一〇一ノ九

伊坪二三三 外一万七千七百七十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二〇号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市上殿岡三七九ノ五

肥後智世 外一万二千三百三十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二一号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、九〇三ノ

一 丸山昭一 外一万千六百六十四

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二三号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、一八一ノ

四 桑田由三 外八千八百四十九

名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二三号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市鼎上山一、八三二ノ

二 成瀬泰彦 外一万九百二十四

名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二四号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市鼎東鼎三〇九ノ一〇

関口耕平 外九千八百二十九名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二二二五号 昭和六十一年四月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県飯田市鼎上山三、五九五ノ

一 三石測弘 外一万千九百十五

名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の改善のた

めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の改善のた

めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の改善のた

めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の改善のた

めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の改善のた

めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の改善のた

めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の改善のた

めに昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 日本国有鉄道は、第二項の規定による貸付金に係る債務の処理に係る計理については、特別措置法第二十条に規定する特定債務整理特別勘定において整理しなければならない。この場合において、同条中「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金」とあるのは、「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金及び日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第

号）第二条第二項の規定により貸し付けたものとされた資金」とする。

（無利子貸付金の償還条件の変更）

第三条 政府は、特別措置法第二十三条の政令で定める債務のうち政令で定めるものについて、同条の規定に基づき延長された償還期限等を更に五年以内において延長する旨の特約をすることができ。

（特別給付金の支給）

第四条 日本国有鉄道総裁は、職員（日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六條第一項に規定する日本国有鉄道の職員をいう。次項第三号及び第七條を除き、以下同じ。）が業務量に照らし著しく過剰である状態を緊急に解消するため、退職を希望する職員の募集を行う場合において、五十五歳未満の職員がこれに就いて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する職員である旨の認定を行うことができる。

一 昭和六十一年三月三十一日までに五十五歳となる者

二 日本国有鉄道総裁（その委任を受けて任命権を行う者を含む）に対しその退職期間の満了する日において退職することを書面により申し出て休職していた者

三 前二号に掲げるもののほか運輸省令で定め

